

## 第2章 緊急火山情報から全島避難

## 第2章 緊急火山情報から全島避難

### 1 災害の概要

#### (1) 被災状況

平成12年6月26日に始まった雄山の火山活動は、地震動、噴火に伴う降灰、その後の泥流発生、火山ガスの放出などにより、三宅島全域にわたり大きな被害をもたらした。とりわけ深刻だったのは、泥流被害である。噴火によって島内のほぼ全域に細粒の火山灰が堆積し、雨が浸透しにくくなったことから、溪流では降雨のたびに泥流等が発生するようになった。泥流被害は、沢を流れ溢れ出し沢筋で発生したほか、侵食で形成された新しい沢や斜面の流下により、昔からの沢筋以外の各所で発生した。また、泥流は巨石や大木も巻き込み、住宅、道路を全壊あるいは半壊するなどの甚大な被害を与え、水道、電力、電話といったライフラインを、断水、停電、通話不能にし、島内を麻痺状態に陥れた。

#### ① 道路

三宅島の外周を循環する212号線を中心とする都道は、泥流や地震等により16箇所で道路本体や法面に大きな被害を受けた。その後、降雨のたびに泥流による被害が拡大し、立根地区では、平成12年9月下旬の大雨で道路が完全に決壊し、通行不能の状態が続いた。その他、芦穴、仏沢、三七沢、空栗橋の各地区でも、かろうじて通行はできるものの、道路は全壊に近い状態となった。

#### ② 港湾・空港等

三宅島には1港湾、5漁港、1空港がある。これらは島の玄関であり、本土や他の島との結節点として島には欠かせない重要な施設であるが、次のような被害を受けた。三宅島空港では、山側からの泥流によりフェンスが倒壊するとともに、空港内の一部に降灰が堆積した。空港は、平成12年9月以降閉鎖されており、緊急ヘリなどの臨時ヘリポートに限定して利用されている。また、三池港や阿古漁港などは、泥流の被害だけでなく、地殻変動の影響を受けて、地盤沈下も発生した。沈下により越波しやすくなるとともに、船の接岸に支障をきたす状況が生じた。

#### ③ ライフライン

水道は、ポンプ施設が損傷を負ったほか、送水管19箇所、配水管12箇所の被害を受けた。金曾第二水源は泥流で埋没したものの、島内最大の水源である大路池は幸い無事であった。電気、電話は、泥流等により電柱30基が倒壊・傾斜し、67箇所で電線が流出・断線するなど大きな被害を受けた。

#### ④ 住宅

約2,000世帯が暮らしていた島内で、泥流等により被害を受けた住宅は43戸である。その後避難生活が長期化する中、雨漏りやシロアリ被害が新たに発生した。

#### ⑤ 農林漁業

農業関係では農作物が全滅したほか、降灰や泥流による農地、村営牧場等の被害、農道の路面崩壊等が発生し、林業では山腹の崩壊や林道の路面崩壊、森林の枯死等の被害を受けた。また、水産業では漁場への降灰等による漁業被害のほか漁業施設の破損等を生じた。

平成12年6月から同年12月までの間の被害状況は、下表のとおりである。

表 2.1 主な被害状況（平成12年12月時点）

被害種別	箇所	状況
道路・河川	ほとけざわ 仏沢	道路幅員のうち約2/3が延長15m程度海側に損壊
	さんしちざわ 三七沢	山側の泥流堆積地に流路形成、道路上に土砂やコンクリート片散乱
	じごくだに 地獄谷	山側の土砂が一部海側に流出、泥流堆積地に流路形成
	しいとりじんじゃ 椎取神社	神社の屋根や鳥居の上端を残して泥流堆積、道路上にも数十mにわたり土砂が堆積
	かま しりざわ 釜の尻沢	山側のダムを泥流が越流、数棟に泥流が床上、床下まで流入
	ぼうたきわ 坊田沢	山側の村道にある橋梁が流木により閉塞、家屋2棟損傷
	いがやちく 伊ヶ谷地区	山側沢筋の村道決壊、泥流が家屋4棟の床上に流入
	からくりぼし 空栗橋	海側の道路擁壁20m程度決壊、道路の一部損壊、多数の流木
	東部、北部道路全般	道路上に泥流堆積、舗装面に凹凸発生
港湾・漁港	湯の浜漁港	泥流流入により泊地内の一部に堆積
	伊ヶ谷漁港	泥流流入により、船着場(施設の約1/3)及び物揚場の一部が使用不可能

港湾・漁港	坪田漁港	地盤沈下により、漁港全体が沈下、満潮時には漁港接岸が困難
空港	三宅島空港	泥流流入及びこれによりフェンスの倒壊(52m)発生
水道	水源(大路、 <sup>たいろ</sup> 金層 <sup>かなそ</sup> )	泥流による埋没やシャフト固着有
	送水管(伊ヶ谷、三七沢、 <sup>たつね</sup> 立根)	〃
	ポンプ場( <sup>みどりぼた</sup> 見取畑)	〃
電気	島内全域	泥流により配電線寸断
電話	坪田地区	泥流により屋外通信ケーブル損傷
農業	島内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降灰・泥流被害 農地(249ha)、村営牧場(171.8ha)、農業用水施設(3施設)</li> <li>・ 農道の路面崩壊、法面崩壊(4路線)</li> <li>・ 農作物被害(枯死及び収穫不能)</li> <li>・ 家畜被害(牛、豚)(66頭)</li> <li>・ パイプハウス倒壊(646棟)</li> <li>※帰島時までの被害</li> </ul>
林業	島内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山腹崩壊(35カ所以上)</li> <li>・ 林道の路面崩壊、法面崩壊等(全10路線)</li> <li>・ 人工林・天然林の枯死、倒伏等(推定2,190ha)</li> </ul>
漁業	漁場・漁港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場への降灰、泥流、崖崩れ等による被害</li> <li>・ 漁業施設の破損等(蓄養施設、冷蔵施設、荷さばき場等)</li> </ul>







## (2) 避難状況

### ① 島内避難

#### ア 6月26日臨時火山情報

6月26日19時30分、気象庁は、臨時火山情報「18時30分頃から三宅島で火山性地震増加。今後の火山活動に注意」を発表した。更に19時33分の緊急火山情報では「三宅島で噴火の恐れ、嚴重に警戒」との切迫した情報に変わった。これを受け、村は阿古地区住民に三宅小・中学校への避難勧告を行い、その後、島の東部の坪田地区にも避難勧告を行った。

翌27日には島の西部の伊ヶ谷地区に三宅保育園への避難勧告が発令された。

しかし、火山噴火はなく、その後、三宅島の地震活動の震源は西方海域に移動し、気象庁の「島の東部での噴火の可能性はない」との見解に基づき、6月29日に坪田地区の避難勧告は解除された。同日、火山噴火予知連絡会は「今後、陸域及び海面に影響を及ぼす噴火の可能性はほとんどなくなったと考えられる。」とのコメントを発表した。これにより、阿古地区及び伊ヶ谷地区の避難勧告は解除され、三宅島での避難勧告は全面解除された。



避難した住民(平成12年6月27日、28日)

#### イ 噴火による避難

その後も、三宅島の火山活動は終焉することがなく、7月8日に、気象庁臨時火山情報「18時43分頃に山頂から火山灰の噴出を確認、噴煙の高さは火口から800m、今後の火山活動に注意」が発表された。これが最初の山頂噴火であった。

更に、7月14日、噴煙が1,500mに達する大規模な2回目の噴火が発生した。気象庁火山観測情報及び臨時火山情報は「04時14分頃、雄山噴火。噴煙の高さは1,000m、神着で降灰。06時45分現在、噴火が継続、噴煙の高さは1,500mまで達

している。15時50分頃から16時50分頃にかけて、山頂火口で噴火があり、噴煙が1,500m上がった。18時頃から再び噴火し、火山灰や噴石を放出している。夕方の噴火は、山頂火口地下で水蒸気爆発、火山灰や噴石を放出したものと考えられる。今後も、山頂付近では噴石等に引き続き注意が必要」と発表した。

噴火に伴う降灰のため、村は神着地区の一部に神着・伊豆の両老人福祉館への避難勧告を行った。これが噴火による初めての避難勧告である。



7月14日の噴火



8月18日の噴火

この後、度重なる噴火により大量の降灰がもたらされ、特に8月18日の噴煙が14,000mに達する最大規模の噴火では全島に降灰した。



御子敷都道



三七山都道

#### ウ 泥流による避難

大量の降灰は家屋の屋根に積もるとともに、道路の通行止めをまねいた。また、山腹には膨大な量の火山灰が堆積した。平成12年9月10日までの噴火で噴出し



た火山灰等の噴出物総量は 2,200 万 $\text{m}^3$ に及んだ。これは、およそ東京ドーム 18 杯分に相当する。膨大に放出され島内に堆積した火山灰等は、降雨により島内のいたるところで泥流となり大きな被害をもたらした。



山腹に堆積した火山灰



泥流による都道の被害



泥流被害家屋

7月26日、三宅島に日降水量 52mm（最大 1 時間降水量約 21mm）の強い雨があった。この大雨により、一連の噴火災害で初めての大規模な泥流が発生し、道路の寸断、家屋の床上浸泥や停電・断水などの被害が生じた。

そのため、坪田地区及び神着地区の一部に、三宅村公民館及び神着老人福祉館への避難勧告が発令された。

三宅島では、6月26日の臨時火山情報から9月2日の全島避難開始までの間、島内避難が実に 7 回も続き、度重なる避難に加え、避難所は蒸し暑く、地震等による水道管の破裂で水が不足するとともに、蚊に悩まされるなど苦しい避難所生活を強いられ、多くの島民が疲弊した。

一方、この間、島民の内地への自主避難が続いた。

## ② 高齢者、児童・生徒の内地への避難

島内での介護が困難な在宅要介護高齢者については、東京都板橋ナーシングホーム等で受け入れることとなり、8月24日から内地への移送が行われた。また、特別養護老人ホーム入所者等の内地への移送が、8月29・30日、9月1日にヘリコプター一等で行われ、49名が都内の特別養護老人ホーム等へ避難した。

8月29日、児童・生徒136人(小学生47人、中学生31人、高校生58人)は「すどれちあ丸」にて三宅島を離れ同日、竹芝に到着し、同船にてホテルシップを行った。翌30日、避難をしてきた生徒とともに、都立秋川高校へ避難した。



ホテルシップから都立秋川高校に向かう避難生徒児童（平成12年8月30日）



## 2 対策の状況

### (1) 全島避難

#### ① 行政の対応

##### ア 全島避難の判断

平成 12 年 6 月 26 日に始まった火山活動はいったん収束したが、7 月 8 日の雄山山頂の噴火を皮切りに、8 月 18 日に上空 14,000m もの噴煙を上げた大噴火が発生し、29 日には火砕流を伴う噴火が発生した。

幸いにして一連の火山活動での犠牲者は無かったが、島民の生命、安全を確保するため、8 月 31 日に発表された火山噴火予知連絡会の統一見解を受け、三宅村長は 9 月 2 日 7 時、防災及び生活維持関係者を除く住民の島外避難指示を発令した(平成 12 年 9 月 1 日現在の人口 3,829 人)。

避難方法については、9 月 2 日から 4 日までに、定期船により避難することとし、村営バスが各地区をまわり、住民を港まで移送した。

なお、島外に避難した住民の一時受け入れは、東京都渋谷区代々木神園町 3 番 1 号の国立オリンピック記念青少年総合センターとし、5 日までの間に防災関係者を除く村民の同センターへの避難を完了した。



三宅島からの避難住民（平成 12 年 9 月 4 日）

東京都は、都営住宅や都民住宅を一時避難先として確保するとともに、都内外の各自治体にも支援を要請し、公営住宅・施設等の提供を受け避難先を確保した。これらの公営住宅等へのあっせんや親族宅への避難を行った結果、村民の避難先は、北は北海道から南は沖縄県まで広範囲に分散した。

また、漁業関係者は、保有する漁船とともに、三宅島から距離的にも近く漁船係留施設もある静岡県下田市へ避難した。

<参考>平成 13 年 8 月 1 日現在

都道府県別人数	
北海道	1
宮城県	1
秋田県	3
福島県	4
茨城県	5
栃木県	7
群馬県	15
埼玉県	112
千葉県	54
東京都	3,295
神奈川県	132
山梨県	6
長野県	4
静岡県	34
愛知県	0
大阪府	0
岡山県	5
山口県	1
愛媛県	1
熊本県	0
沖縄県	4
合 計	3,684

内訳別紙

住宅種別人数		
公営住宅	都営	1,614
	都民	283
	公社	265
	公団	198
	市区町村	176
	他県営	3
社 宅		279
施設等		93
縁 故		773
合 計		3,684

避難者数	3,704	100%
避難先確認者数	3,684	99.46%
未確認者数	20	0.54%

避難世帯数	1,901	100%
避難先確認世帯数	1,884	99.11%
未確認世帯数	17	0.89%

【東京都内訳】

都 内 市 区 町 村 別 人 数					
特別区		市町村		島しょ	
千代田	5	八王子	627	大島	3
中央	8	立川	63	新島	12
港	179	武蔵野	3	神津島	1
新宿	9	三鷹	7	御蔵島	4
文京	2	青梅	6	八丈	44
台東	20	府中	67		
墨田	17	昭島	41		
江東	196	調布	8		
品川	131	町田	46		
目黒	19	小金井	4		
大田	101	小平	18		
世田谷	43	日野	13		
渋谷	10	東村山	63		
中野	17	国分寺	9		
杉並	17	国立	154		
豊島	14	西東京	15		
北	238	福生	8		
荒川	4	狛江	3		
板橋	36	東大和	49		
練馬	54	清瀬	4		
足立	119	東久留米	71		
葛飾	89	武蔵村山	295		
江戸川	176	多摩	4		
		稲城	90		
		あきる野	56		
		羽村	1		
		瑞穂	2		
1,504		1,727		64	
3,295					



## イ 島外避難計画

### A 避難準備

- ・ 避難者の氏名、年齢、性別、現住所、避難先等の避難者リストを避難用バスの乗車時に記入し作成する。
- ・ 避難者リストを3部作成し、東海汽船(株)三宅島支店、随伴する村役場職員、三宅村災害対策本部に渡す。
- ・ 避難用バス10台を配車し、各停留所で避難者を乗車させて出帆港へ輸送する。
- ・ 避難用バスの配車時間、その他の注意事項を防災行政無線で周知する。
- ・ 避難者には、目印になるリボンを目立つところに付けて乗船してもらう。
- ・ ペットは、各日9時30分までに港に連れて行き担当者に預ける。

### B 避難場所の割振り

- ・ 高齢者、要援護者等を優先して割振りを行う。
- ・ 三宅村災害対策本部は、避難者リストを調整し、行き先別リストを作成してファックス等により都職員に渡す。
- ・ 避難施設に到着後、都職員から行き先別リストを施設管理者に渡す。

### C 避難者漏れ等の確認

- ・ 漁船で避難した者は、漁協のリストにより確認する。
- ・ 自主避難から一時帰島者のリストを島嶼町村会の協力を得て作成し、各家の調査の際の参考資料として活用する。
- ・ 警察、消防、村役場により、9月2日及び3日の晩に各家の調査を実施し、残留者(9月3日及び4日希望者)リストを作成する。また、各家の調査の際、既に島外に避難して留守の家に目印をつける。
- ・ 警察、消防、村役場が9月4日の朝から残留者の個別訪問を実施する。
- ・ 島外避難を拒む者がいた場合は、警察官の協力により島外に避難させる。
- ・ 残留公共機関等は、9月4日15時の在島者を確定し在島者リストを作成して三宅村災害対策本部に報告する。移動があった場合は、随時報告する。

## (2) 防災関係機関の活動

### ① 自衛隊

三宅島の災害対策活動において、陸上自衛隊は、延べ派遣人数6,555名、延べ派遣車両1,568両、延べ派遣航空機143機等の支援を行った。

#### ア 陸上自衛隊

##### A 第1次災害派遣

###### a 災害派遣に至る経過

平成12年6月26日、第1師団司令部は19時41分のNHKニューステロップ表示で

緊急火山情報を確認後、直ちに第1師団情報所を開設し、東京都に連絡員2名を派遣した。

6月27日0時15分の東京都災害対策本部の設置を受け、各部隊に対し準備を指示した。同日4時45分、東京都知事から第1師団に対し災害派遣が要請された。

### b 災害派遣の活動内容

第1師団は、災害派遣要請を受け、東部方面総監部を通じ海上自衛隊横須賀地方総監部に海上輸送を要請するとともに、第1ヘリコプター団の大型ヘリコプター（CH-47）で先遣部隊を空輸し、15時45分師団司令部幕僚長を指揮官とする「第1師団前方指揮所」を開設した。28日昼から給食支援、29日から入浴支援を開始した。

29日19時45分、避難勧告の全面解除を受け派遣部隊の活動を中止、7月2日9時32分、東京都からの災害派遣撤収要請により撤収を完了した。

図 2.2 災害派遣部隊の編成

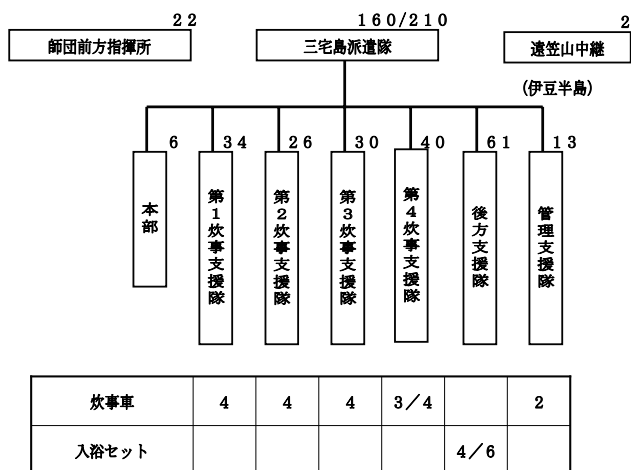


表 2.2 災害派遣部隊の成果

派遣部隊	1師団・1ヘリ団・東部方面直轄部隊・12後支連・需品学校
派遣期間	6/27 (火) 0445 ~ 7/2 (日) 0932 (6日間)
派遣延数 人員・車両	人員：4,660人、車両：517両
延航空機	OH×8 UH×23 CH×38 LR×1 計70機
給食支援	28日：4,900 29日：6,800 30日：690 計：12,390食
給水支援	30日：10トン
入浴支援	29日：163人
物資輸送	27日 米：6トン 副食・レトルト：1,000食 ペットボトル：1,000本 (1リットル)

三宅中学校に炊事所を開設する第1師団隊



練馬駐屯地から三宅島に向かう偵察部隊



## B 第2次災害派遣

### a 災害派遣に至る経過

8月18日17時2分、雄山が最大規模噴火、第1師団は自主的に師団情報所を開設し、災害情報の収集を開始した。

災害派遣要請に先立ち19日夕、第1施設大隊長以下5名を現地に派遣した。20日朝、第1施設大隊25名を先遣させるとともに、同日昼に第1師団副師団長を指揮官とする「第1師団前方指揮所」を設置し、関係機関と調整を行い、21日12時以降から作業を着手できる態勢を整えた。

### b 災害派遣の活動内容

8月20日、8時00分東京都知事から「泥流等の発生により人命及び財産に対する被害が特に大きいと予想される箇所の土のう積み作業」及び「降灰の除去」の災害派遣要請がなされ、第1師団の部隊主力は20日朝から横須賀に集結し、海上自衛隊の緊急出動した輸送艦による輸送準備を開始した。同日夕に出航し、21日早朝大久保浜にビーチングし直ちに各作業現場に展開、作業を開始した。

その後、第1師団は26日17時に予定した活動内容を完了し、東京都知事からの災害派遣撤収要請を受け、28日17時25分部隊の撤収を完了した。



海上自衛隊の輸送艦で現地に到着した  
第1師団災害派遣部隊



危険箇所の降灰作業を実施する  
第1師団災害派遣部隊

図 2.3 災害派遣部隊の編成

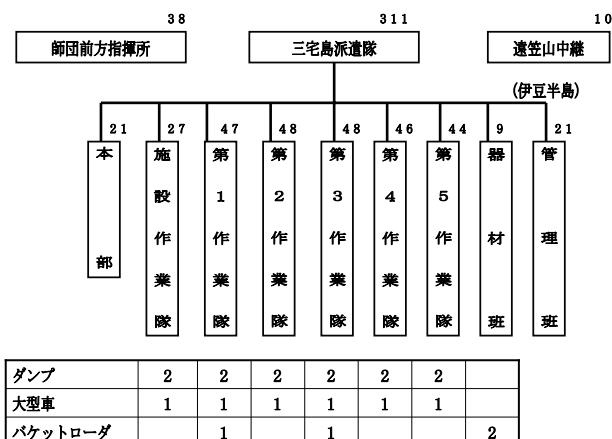


表 2.3 災害派遣部隊の成果

派遣部隊	1師団・1ヘリ団・東部方面直轄部隊	
派遣期間	8/19 (土) 1320~8/28 (月) 17:25 (10日間)	
派遣延数 人員・車両	人員: 5,441人 車両: 606両	
延航空機	OH×23 UH×37 CH×14 LR×2 計76機	
家屋屋根の 火山灰除去	181棟	
泥流対処の 土のう積み	4箇所 土のう作成: 24,000袋	合計37,000袋
予備土の 作成	13,000袋	
三宅山空 火山灰除去	21日 1330~1630 人員: 8名	バケット: 4両

## C 第3次災害派遣

### a 全般

8月29日に、東京都は災害対策本部を設置し、海上自衛隊に対し緊急時における物資の搬送・避難艦船の派遣及び火山観測・監視並びに洋上待機を要請した。これに伴い第1師団は連絡班を派遣し、三宅島災害情報収集実施に関する災害派遣として災害情報収集を実施し、海上自衛隊を支援した。

### b 派遣期間

平成12年8月29日～平成13年9月23日

### c 派遣部隊

#### ・ 指揮下部隊

第1普通科連隊(練馬)、第31普通科連隊(横須賀)、第32普通科連隊(大宮)、第34普通科連隊(御殿場)、第1後方支援連隊(練馬)、第1特科隊(北富士)、第1戦車大隊(御殿場)第1高射特科大隊(御殿場)、第1施設大隊(朝霞)、第1通信大隊(練馬)、第1偵察隊(練馬)、第1飛行隊(立川)、第1師団司令部付隊(練馬)

#### ・ 支援部隊

第1ヘリコプター団(木更津)、東部方面航空隊(立川)

### d 勤務要領

各部隊は、割当てられた7～10日間を駐屯地から、民間フェリーまたは自衛隊航空機等を使用して三宅島に移動、東京都三宅支庁及び三宅村役場の協力を受け、偵察班計画で偵察を実施し、防災ネット等を使用して第1師団司令部への情報連絡を行った。宿泊給食については、当初役場等の支援を受けたが、その後は民間宿泊施設を利用した。

### e 実績

- ・ 延べ派遣人員 1,895名
- ・ 延べ派遣車両 1,051両
- ・ 延べ派遣航空機 73機



災害派遣部隊を激励する石原知事



## イ 海上自衛隊(横須賀地方総監部)

海上自衛隊は3次にわたる災害派遣活動を実施した。その概要は、次のとおり。

### A 第1次災害派遣

#### a 災害派遣に至る経過

平成12年6月26日19時33分、気象庁が緊急火山情報を発令した。これを受け、20時50分、自衛艦隊は、洋上艦艇部隊の実施中の訓練を中止し、現場海域に集結させるとともに、22時00分、三宅村役場の現地対策本部に連絡官を派遣して情報収集にあたった。

21時14分、横須賀地方隊は、災害派遣準備を行うとともに、22時30分、東京都災害対策本部に連絡幹部を派遣した。23時02分、停泊中の護衛艦「はつゆき」に救援物資を搭載するとともに、23時47分、年次修理中であった輸送艦「さつま」の工期を短縮し、応急復旧することを決定した。

翌27日4時45分、東京都知事から陸上自衛隊第1師団長に対し、「三宅島火山活動に伴う災害派遣の要請」がなされた。

6時30分、「はつゆき」は、災害救助物品の輸送、必要な場合の避難住民の収容移送、報道機関への協力及びその他必要な事項の実施のため、緊急出港した。

東京都知事からの災害派遣要請の受領に伴い、7時20分、陸上自衛隊東部方面総監から、海上自衛隊自衛艦隊司令官と横須賀地方総監に災害派遣に関する協力依頼がなされ、海上自衛隊として災害派遣を実施することとなった。

#### b 災害派遣の活動内容

27日8時30分、年次検査を応急復旧した輸送艦「さつま」は、東京消防庁車両等(車両14台、人員56名)を搭載し、横須賀を出港した。洋上の災害派遣部隊(艦艇11隻、航空機1機)は、自衛艦隊司令官が統制し、掃海隊群司令(以後順次交代)を現場指揮官として、三宅島周辺の警戒監視、災害派遣物資等の輸送及び必要に応じ避難住民等の輸送にあたった。

16時01分、第1輸送隊(おじか)は、三宅島周辺海域から、車両輸送のため横須賀に入港し、災害対策用車両等(車両23台、人員67名)を搭載して出港した。以後、5回にわたり車両等の輸送を実施した(計車両110台、人員287名)。

29日18時39分、災害派遣部隊の統制は、横須賀地方総監に移管された。

30日13時30分、東京都知事から、部隊規模の縮小要請がなされ、輸送艦による陸自部隊等の撤収を開始した。7月2日9時32分、最後の車両等の揚陸の終了をもって、東京都知事から災害派遣の撤収要請がなされ、第1次災害派遣は終結した。

### B 第2次災害派遣

#### a 災害派遣に至る経過

8月19日15時15分、陸上自衛隊東部方面総監部から、東京都が三宅島噴火に伴

う降灰の被害状況を調査中であり、状況によっては災害派遣要請の可能性が有る旨の情報を入手し、災害派遣実施時の作業手順等の事前調整を開始した。

20日8時00分、東京都知事から陸上自衛隊第1師団長に対し、「三宅島噴火に伴う降灰の除去等に関する災害派遣要請」がなされた。これに伴い、陸上自衛隊第1師団長から、人員物資等の海上輸送及び派遣部隊への後方支援に関する協力要請があり、海上自衛隊として災害派遣を実施することとなった。

#### **b 災害派遣の活動内容**

20日10時13分、第1輸送隊司令を指揮官に、輸送艦2隻をもって、災害派遣部隊を編成し、人員350名、車両約40台の輸送及び陸自部隊の宿泊、給養等の後方支援にあたった。14時02分、陸自の航空機により三宅支庁へ現地連絡幹部を派遣した。輸送艦部隊は、大久保浜で車両及び人員を揚陸した後、錆ヶ浜港に入港し、降灰の除去に当たる陸自隊員の宿泊、給食等の支援を実施した。

26日17時00分、東京都知事から陸上自衛隊第1師団長に対し災害派遣部隊の撤収要請がなされた。これを受け、28日9時27分、海自災害派遣部隊は、陸自部隊を収容し、横須賀へ帰投し海上自衛隊の第2次災害派遣は終了した。

### **C 第3次災害派遣**

#### **a 災害派遣に至る経過**

8月29日、三宅島雄山が低温の火砕流を伴った噴火をしたため、21時48分、停泊中の護衛艦「しらゆき」を災害派遣に備えて緊急出港させた。

22時00分、東京都知事から横須賀地方総監に対し、「三宅島雄山噴火に伴う災害派遣要請」がなされ、海上自衛隊として災害派遣を実施することとなった。

#### **b 災害派遣活動の内容**

8月30日2時00分、「しらゆき」は、三宅島沖で緊急時の島民避難のために洋上待機を開始した。7時30分、東京都災害対策本部へ連絡官を派遣した。7時40分、掃海艇「あわしま」が、三宅島沖において緊急時の三宅島と護衛艦との間の輸送のために洋上待機を行った。14時31分、「しらせ」航空機により連絡官2名を三宅島まで輸送した。

9月1日、三宅村長は全島民の島外避難を決定した。これを受け、緊急時の島民島外避難に備え、15時21分、輸送艦2隻を三宅島周辺に展開した。

4日14時50分、全島民の島外避難が完了した。輸送艦部隊の洋上待機を解除し、以後原則として艦艇1隻による洋上待機を継続実施した(一部不要な場合を除き累計387隻が洋上待機を実施した。)

6日6時17分、東京都知事から三宅島に残留する保安要員の安全確保のため、航空機による火山活動の観測及び監視について要請があり、9時00分、航空機による火山活動の監視を島内作業の開始にあわせて実施した(以後延べ86機が実施した)。

17時57分、東京都知事から「三宅島災害派遣における部隊撤収の要請」がなされ、18時11分、第3次三宅島災害派遣は終結した。

## ウ 航空自衛隊

### A 概要

航空自衛隊は、平成12年6月26日の三宅島火山活動の活発化から、平成13年10月3日までの間、航空総隊及び航空支援集団の航空機延べ83機、人員延べ383名により、火山活動状況掌握、被害情報収集、人員・物資空輸及び火山観測等支援を実施した。

### B 航空総隊の活動

#### a 火山活動状況掌握(平成12年6月27日～同年6月30日)

6月27日、東京都知事の要請による災害派遣を実施中の陸上自衛隊東部方面総監から、航空総隊司令官に対し、火山活動状況掌握及び今後の活動推移の予測に必要な航空写真提供等のための協力依頼がなされた。

航空総隊は、偵察航空隊のR-F4偵察機をもって火山活動状況掌握のため、航空偵察を実施し、航空写真を東京都災害対策本部等関係機関へ提供した。この際、東京都との連携及び現地状況の掌握のため、東京都災害対策本部(都庁)及び現地災害対策本部(三宅島)へ、それぞれ連絡幹部を派遣した。



R-F4 偵察機

#### b 被害情報収集(平成12年7月1日～同年8月18日)

航空総隊は、三宅島において火山性地震(震度5弱以上)が頻発したため、偵察航空隊のR-F4偵察機をもって被災状況を確認するとともに、航空写真を東京都災害対策本部等の関係機関へ提供した。

## C 航空支援集団の活動

### a 人員及び物資空輸(平成12年6月27日～同年7月2日)

航空支援集団は、C-130輸送機及びCH-47輸送ヘリコプターをもって、三宅島火山活動に伴う必要な人員及び物資等を三宅島及び八丈島等へ空輸した。この際、東京都及び関係部隊との連携のために東京都災害対策本部等へ、連絡幹部を派遣した。

### b 被害情報収集(平成12年6月29日～同年8月29日)

6月29日12時11分頃、神津島村で震度5弱の地震が観測された。以降8月29日までの約2ヶ月間に震度5弱以上の地震が23回観測され、航空支援集団は、航空救難団の百里及び浜松救難隊の航空機により被害情報収集を実施した。

### c 火山観測等支援(平成12年9月6日～平成13年10月3日)

三宅島において火山活動が活発化し、東京都知事の要請に基づき、8月30日から海上自衛隊横須賀地方隊による災害派遣が実施された。その後、9月6日、東京都知事は、全島民避難後も三宅島で活動する保安要員の安全を確保する必要があるとして、航空機による火山活動観測等のための災害派遣を横須賀地方総監に要請した。これを受け、同総監は航空支援集団司令官に対し、本観測に係る災害派遣への協力を依頼した。

航空支援集団は、本協力依頼に応じ、人員・器材等の輸送を含めた航空機による三宅島火山観測のための災害派遣を実施した。

## D 派遣部隊、人員及び航空機等

### a 火山活動状況掌握

月 日	部 隊	人員	機種、機数	行動の概要
6/27～30	航空総隊司令部	4		連絡幹部の派遣
	偵察航空隊	4		連絡幹部の派遣
6/27	偵察航空隊	6	RF-4E×3	火山活動偵察

### b 被害情報収集

月 日	部 隊	人員	機種、機数	行動の概要
6/26 ～8/18	中部航空方面隊	1	F-15×6	三宅島、神津島、新島 及び式根島航空偵察
	偵察航空隊等	7	RF-4E×3	
6/29 ～8/29	航空救難団(百里 及び浜松救難隊)	92	U-125A×7 MU-2×9 V-107×7	三宅島、神津島、新島、 式根島及び大島地震被 害情報収集



c 人員及び物資空輸

月 日	部 隊	人員	機種、機数	行動の概要
6/27 ～6/30	航空支援集団司令部	5		連絡幹部の派遣
	航空救難団（入間へり空隊）	2 6	CH-47×5	三宅島への生鮮糧食の空輸等
	第1輸送航空隊	1 7	C-130H×2	N T T無線機材等の空輸

d 火山観測等支援

月 日	部 隊	人員	機種、機数	行動の概要
9/10 ～8/29	航空救難団（百里及び浜松救難隊、入間へり空隊）	102	V-107×9 UH-60×6 CH-47×7	気象庁等職員（延べ50名）搭乗による火山観測支援
10/12 ～4/23	航空救難団（入間へり空隊）	110	CH-47×19	ライフライン維持のための人員（延べ586名）及び貨物（延べ2,698トン）空輸

② 第三管区海上保安本部

A 平成12年6月26日～同年6月30日

第三管区海上保安本部（以下「三本部」という。）は、6月26日19時30分の気象庁三宅島測候所による臨時火山情報第1号、さらに19時33分の緊急火山情報第1号の発表を受け、19時35分、「伊豆大島及び三宅島噴火災害に係る動員体制」に基づいて、現場付近海域をしょう戒していた巡視船「ひたち」に加え、横浜からヘリコプター搭載型巡視船「やしま」、巡視船「いず」、「のじま」、銚子から巡視船「かとり」を三宅島に急行させた（輸送能力2,228名分を確保する）。

さらに、21時10分に阿古地区に避難勧告が出されたことから、21時15分、三本部に「第三管区海上保安本部三宅島噴火災害対策本部」（以下「三本部対策本部」という。）を、三宅島を管轄区域とする下田海上保安部に「三宅島噴火災害対策現地本部」（以下「下田現地対策本部」という。）を設置し、巡視船艇15隻（ヘリコプター搭載型巡視船3隻、大型巡視船7隻、中型巡視船3隻、大型巡視艇1隻、巡視艇1隻）を三宅島周辺海域に配備して島民の緊急避難等に備える（輸送能力4,108名分を確保する）とともに、航空機により上空監視、変色水調査、赤外線監視装置による火山熱源調査及び気象庁の観測業務協力を行い、航行警報を発する等の安全対策を講

じた。

また、6月28日東京都からの要請により、ヘリコプター搭載型巡視船「ざおう」が、晴海埠頭から三宅島まで、ペットボトル27,000本の水とテレビ8台、東京都衛生局職員の輸送にあたった。

一方、東京都災害対策本部へも三本部職員を派遣し、情報の収集、伝達及び島民の緊急避難についての検討等にあたっていたが、6月29日18時00分の火山噴火予知連絡会の安全宣言発表により、21時00分、三本部対策本部、下田現地対策本部を解散し、21時30分には、船隊を解除した。



「ざおう」への飲料水等の積み込み

## B 平成12年7月1日～同年9月4日

船隊解除後、巡視船「やしま」、「いず」により警戒をおこなっていたところ、7月8日18時43分頃、雄山山頂から噴煙があがり、18時55分、気象庁から臨時火山情報第9号が発表された。このため、三本部では銚子海上保安部所属巡視船「かとり」、下田海上保安部所属巡視船「かの」を三宅島付近海域に向かわせ、監視警戒にあたった。7月14日4時14分、再び噴火したため、以後巡視船5隻の専従対応及び航空機による上空監視を開始した。

8月29日4時35分、雄山が噴火し火砕流が発生したため、ヘリコプター搭載型巡視船を2隻体制とする等、監視警戒態勢をさらに強化するとともに、13時30分、三本部に「第三管区海上保安本部三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部」を設置して巡視船艇を順次投入し、本格的な災害対応に乗りだした。

### a 緊急避難対策

8月29日の大噴火を受け、大型巡視船が着岸困難な港湾から島民が避難する場合を考慮し、避難民を巡視船まで輸送するための巡視艇2隻を三宅島周辺海域に配備し、島民の緊急避難に備えた。

また、9月2日の三宅村長による島民の島外避難指示の決定後、定期船による島

民避難が開始されたが、緊急に島民が避難しなければならない事象が生じた場合に備え、三宅島北側海域に海上自衛隊の艦艇、南側海域にヘリコプター搭載型巡視船を配備した。

**b 東京都災害対策本部への職員派遣**

8月29日以降、東京都災害対策本部に三本部職員を派遣(三宅村災害対策本部には巡視船乗組員を派遣)し、対策本部会議に出席させ、現地の情報収集、関係機関との連絡調整、島民の緊急避難対策についての検討を行った。

**c 三宅島上空監視**

三宅島付近海域に配備しているヘリコプター搭載型巡視船の搭載ヘリコプター及び羽田航空基地所属機により、三宅島上空からの火山監視並びに近海域の変色水調査を行った。

また、この上空監視にあわせ、気象庁職員の観測業務及び人員資機材の輸送等の支援にあたった。

**C 平成12年9月5日～同年10月6日**

全島避難後、島内残留者の孤立救助及び防災関係者の緊急避難に備えて、巡視船5隻体制を継続するとともにヘリコプターからの吊上救助を想定して、特殊救難隊を現場海域のヘリコプター搭載型巡視船に派遣し備えた。その後、残留者が見当たらないことから、9月13日以降、防災関係者の緊急避難対策としてヘリコプター搭載型巡視船1隻を、付近航行船舶の安全対策、漁船等盗難防止対策として巡視船1隻を配備する体制に移行した。

また、9月5日9時30分頃から東京電力による商用電源の供給が停止されたことに伴い、島内に設置されている航路標識の電源対策を講じた。10月5日からは東京都が三宅島周囲2km以内の海域の操業自粛措置をとったことから、航行警報を発する等、付近通航船舶の安全対策を実施した。

その他、航空機による上空からのビデオ映像配信や巡視船医務室の緊急時提供準備を行った。

**a 防災関係者等島内残留者の安全対策**

海上自衛隊と協議し、三宅島北側海域に自衛艦、南側海域にヘリコプター搭載型巡視船を配備し、防災関係者等の緊急避難に備えた。また、孤立者等ヘリコプターからの吊上救助も考慮して、特殊救難隊をヘリコプター搭載型巡視船に派遣した。

9月15日には、島内に青色のガスが立ち込めたため、午後、ホテルシップの着岸前に三池港にて特殊救難隊がガス検知を実施し安全確認を行った。

**b 航路標識対策**

9月5日9時30分頃、東京航路標識事務所の監視装置が三宅島の停電を感知したため、東京電力(株)に問い合わせたところ、発電所が泥流による被害を受ける恐れが

あり、職員が退避したため停電となったことが判明した。島内7基の航路標識のうち2基が当日の日没から消灯、その他の標識も非常用蓄電池の使用時間経過後は消灯するため、直ちに航行警報、水路通報及び関係機関への周知を図るとともに、付近航行船舶の安全確保のため、設標船「ほくと」を急行させ、島内航路標識緊急対策として、9月8日までに自家用非常用電源の灯台、簡易標識に変更した。

#### c 関係機関への協力

##### ・ ビデオ映像配信

報道機関からの要望により、9月8日から巡視船搭載ヘリコプターにより三宅島上空から撮影した映像を報道各社、東京都、三宅村に提供した。

なお、報道各社向けの映像配信は、9月13日以降は特異事象発生時のみ配信することとした(東京都、三宅村へは配信継続)。

##### ・ 医務室の提供

東京都からの要請により、9月13日から10月4日まで、防災関係者等島内残留者の緊急医療施設として、巡視船の医務室を提供することとし、東京都手配の医薬品を備えおいた。

##### ・ 巡視船による火山ガス観測協力

気象庁からの要請により、9月8日から巡視船に気象庁職員を常駐させ、搭載ヘリコプターによる観測業務協力を行った。また、巡視船に火山ガス観測装置を設置して巡視船による観測も行った。

#### D 平成12年10月7日～平成13年9月20日

10月7日、東京都の現地災害対策本部が神津島に移設され、防災関係者等の島内残留者の宿泊先もホテルシップから神津島村営ロッジに移行されたが、引き続き緊急対策としてヘリコプター搭載型巡視船1隻及び、付近航行船舶の安全対策、漁船等盗難防止対策として巡視船1隻の配備を継続した。

また、気象庁職員の巡視船常駐、上空からの火山ガス観測も継続した。10月26日、関係省庁間で協力体制の見直しが行われ、以降は気象庁職員の巡視船への常駐を取りやめ、観測はヘリコプター搭載型巡視船が配備可能な場合のみ実施することとした。このため現場に配備する巡視船は1隻に移行した。

12月12日、東京都が、三宅島周囲4km以内の海域で操業する場合には、操業届出書を東京都現地対策本部長へ提出し、操業者自らの責任において危険を回避することに変更したことに伴い、航行警報を発出する等、周辺海域で操業する漁船等への安全対策も講じた。

その後も、火山活動に大きな変化はなく、巡視船における対応も、緊急対策から周辺海域における監視警戒及び島内漁船等の盗難防止といった防犯対策へと推移し、さらに島内の安全対策が強化されたことから、平成13年6月29日以降は安全対策

を目的とした巡視船配備を取りやめ、防犯対策のため巡視船を配備することとした。

こうした巡視船の活動の他、平成12年10月6日から平成13年3月8日まで、6回にわたり測量船を三宅島周辺海域に派遣し、火山活動に伴う精密地形調査及び海底地殻変動観測を実施した。

平成13年9月21日には、現地災害対策本部が神津島から三宅島の三宅支庁に移設されたことに伴い、巡視船による防犯対策が必要なくなったことから専従配備を解除し、以後は状況に応じて配備体制をとることとした。

#### **E 平成13年9月21日～平成17年3月31日**

9月21日以降、巡視船の専従配備は終了したが、気象海象を勘案して、状況に応じて、付近海域を哨戒中の巡視船に島民の一時帰島に伴う定期船の警戒に当たらせてたが、特異動向はなかった。

一方、気象庁による火山ガス観測業務を羽田航空基地所属機で継続して行った。

こうした中、平成17年2月1日三宅村長から避難指示解除が出され、島民の帰島が始まり、東京都災害対策本部が3月31日をもって廃止されたことから、同日付けで三本部に設置していた「三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策本部」を解散した。

### **③ 警視庁**

#### **ア 平成12年6月26日～同年6月30日**

##### **A 警備本部の設置**

- 平成12年6月26日、19時33分に気象庁から「三宅島雄山が噴火の恐れがある」との緊急火山情報が発表されたことから、三宅島警察署では「三宅島警察署現場警備本部」を設置し島内の警戒活動を実施した。

一方、警視庁本部では「災害警備対策室」を設置し情報収集に当たっていたところ、噴火の可能性が高まったとの情報から「警備本部」を設置して対応した。

- 29日、東京都知事が三宅島を訪れ、現地災害対策会議を開催、午後7時45分に26日から出されていた避難勧告が解除されたことから、30日「警備本部」を閉鎖し、災害警備対策室を設置して情報収集に努めた。

##### **B 部隊派遣**

- 「警備本部」では、噴火の可能性が極めて高いとの情報を踏まえ、応援部隊の派遣を決定し機動隊を中心とした部隊を編成したほか、事案の重大性から副総監、災害対策課長を現地へ派遣することを決定した。
- 派遣される機動隊副隊長指揮2個中隊は、6月26日警視庁航空隊のヘリコプター及び陸上自衛隊のヘリコプターにより、副総監、災害対策課長は、同日警視庁のヘリコプターにより三宅島に向かった。



- ・ 部隊は、27日三宅島警察署に集結を完了、三宅島警察署長から島内の住民避難状況、雄山の火山活動等の説明及び警戒指示を受けた後、交通規制、避難所警戒活動を開始した。
- ・ また、警備部は、避難所の警戒、島内パトロールなど活動が多岐に渡ることから、機動隊隊長指揮1個中隊と不便な避難所生活を強いられている住民に対する精神的なケアのため女性警察官を警視庁のヘリコプターで派遣、交通部では交通規制支援部隊として交通機動隊員（白バイ3台）を派遣した。

### C 警備活動等

- ・ 6月26日三宅島警察署は、住民の安全と避難誘導の円滑を図るため、都道等に対するパトロール強化や留守宅に対する防犯活動を実施していたところ、村長から避難勧告が阿古地区と坪田地区に発せられたため、住民の避難誘導を開始し、午後10時46分には坪田、阿古地区の住民避難を完了した。
- ・ 翌日、機動隊2個中隊は、避難所4所(勤労福祉会館、老人福祉会館、三宅小学校、三宅中学校)の警戒、避難地区の警戒及び阿古地区、坪田地区の立入禁止規制などを、1個中隊は、三宅島空港前、伊豆岬等の地点において、危険区域内に入らないよう交通規制を実施した。
- ・ 女性警察官は4カ所の避難所を2名1組で巡回し、避難所の高齢者、児童等を中心とした住民の相談活動などを行った。
- ・ 交通機動隊員は、伊豆岬等において交通規制の支援を行うとともに島内のパトロール警戒を実施した。
- ・ 29日村長から避難勧告が解除されたことに伴い、派遣された部隊の機動隊1小隊を残し、他の部隊は任務を解除した。



避難所に到着した住民自家用車の整理をする機動隊員



三宅島警察署において関係機関の職員と交通規制等について協議する署員



避難誘導のため交通規制を実施中の機動隊員及び白バイ隊員

## イ 平成12年7月1日～同年9月4日

### A 警備本部の設置

- ・ 避難勧告が解除された後の7月8日夕方、雄山山頂から火山灰の噴出が再確認されたとの臨時火山情報が気象庁から発表され、7月14日には噴煙が1500mに達する噴火となった。これに伴い神着地区に避難勧告が発せられたことから、警視庁は8月29日「災害警備本部」を設置、平成17年2月1日の全島民の帰島まで災害等の情報収集、全島民避難などの対応に当たった。



警視庁のヘリコプターで三宅島へ  
向かう機動隊員

### B 部隊派遣

- ・ 三宅島警察署は、噴火に伴い交通規制、避難誘導、島内パトロールを実施中のところ、雄山の降灰や火山ガスの放出等により三宅島を取り巻く環境が次第に厳しくなったことから機動隊を三宅島に派遣し警戒活動を実施した。また、9月2日から4日まで行われた全島民避難には機動隊等を増員派遣し、島民の安全な避難誘導活動を行った。

### C 警備活動等

- ・ 三宅島警察署は臨時火山情報、避難勧告の発表に伴い住民の避難誘導、島内・避難所等の警戒強化を実施した。
- ・ 7月16日激しい雨が降った影響で、これまで積もっていた火山灰が泥流となり床上泥流や水道管破裂などの被害が発生、更に7月30日には震度6弱の地震が発生し軽傷者1名、崖崩れなどの被害が発生した。



泥流被害を受けた都道を警戒する  
三宅島署員

- ・ 警視庁は、ヘリコプターによる被害実態の確認、三宅島警察署による交通規制、島内パトロールの強化を図るとともに、31日機動隊を派遣し警戒に当たさせた。
- ・ 8月に入ると14、000mに達する白色噴煙を観測、29日には火砕流が発生し、伊ヶ谷、阿古地区に避難指示が発令された。三宅島警察署では住民が安全に避難できるよう道路損壊状況の把握や交通規制を実施した。また、三宅小中学校等から都内秋川高校へ避難することとなった児童生徒をパトカーで先導するなどの活動を行った。

## D 全島避難対策

- ・ 9月1日東京都は三宅島の対応を検討する東京都災害対策会議を開催、三宅島村役場では村議会を開催、午後には青山副知事が来島し、全島民避難の協議が行われ全島民避難を決定した。これを受け警視庁は副総監、警備部参事官を三宅島に派遣し、三宅島警察署機動隊部隊の指揮に当たさせた。



避難のため島を離れる三宅島住民

- ・ 9月2日から4日まで行われた全島民避難では、島内パトロールなどの活動を行うとともに、住民の安全な避難を最優先にした警備活動を実施した。
- ・ 全島民避難完了後、署員等は島内に残り住民の残留者の有無の確認と空屋となった住居に対するパトロール強化を図った。

## ウ 平成12年9月5日～同年10月6日

### A 警備本部の設置

- ・ 「災害警備本部」を継続。

### B 部隊派遣

- ・ 住民の住宅に対する防犯パトロールの強化、復旧作業員の安全、定期船入港時の安全確保などの活動のため機動隊を派遣した。

### C 警備活動等

- ・ 避難完了後、島内に残っていた男性が発見されたことから、各地区の防犯対策を強化するとともに、降灰による泥流の影響により都道の通行が困難になったためバケット車を島内に導入し、泥流等を排除しながら島内警戒に当たった。
- ・ 避難後においても定期船の入港や島内におけるライフラインの復旧作業が続いていることから三池港、錆ヶ浜港に臨時の警備派出所を設置、雄山の噴火に関する情報や島内の泥流被害情報収集、島内警戒等の情報収集、警戒拠点としての役割を果たした。
- ・ 9月14日森首相は火山ガスの放出と泥流被害の危険が続く三宅島を視察、自然災害発生を考慮した警護警備を実施した。





住民避難後の住宅に対する防犯活動を実施中の機動隊員と消防団員



錆ヶ浜港に設置した臨時警備派出所

#### D その他

- ・ 三宅島から都内に避難した住民対策に当たるための三宅島警察署都内連絡所を三原橋交番内に設置した。
- ・ 三宅島警察等は定期船「かとれあ丸（ホテルシップ）」と島内の2カ所を拠点として活動していたが、火山ガス、気象状況等の理由から継続することが困難になったため現地対策本部を10月5日神津島に移設した。



島内警戒を終了し、神津島に戻る機動隊員

#### エ 平成12年10月7日～平成13年9月20日

##### A 警備本部の設置

- ・ 「災害警備本部」を継続。
- ・ 三宅島の現地対策本部を神津島の村営ロッジに移設し、10月7日から活動を開始した。

##### B 部隊派遣

- ・ 全島避難から1年経過した平成13年7月、高濃度な火山ガスが発生している三宅島に初めて希望者を対象とした一時帰宅が2回行われた。これに伴い帰島者の安全を図るため中隊長指揮の機動隊を派遣した。
- ・ 平成13年9月には全世帯を対象とした一時帰宅が2回行われ、小隊長指揮の機動隊を派遣した。



住民の一時帰宅警戒を実施する機動隊員

## C 警備活動等

- ・ 各機関は、三宅島村営の連絡船「えびね丸」及び漁船を利用し神津島から通って作業を行っており、三宅島警察署員も同船し島内パトロール、交通事故防止、火山ガスによる災害防止等の警戒活動を行った。
- ・ 平成 13 年 3 月小泉首相は三宅島の泥流で損壊した都道、家屋、港などの復旧復興状況を視察した。三宅島警察署は災害防止を含めた身の安全を図る警護警備を実施した。
- ・ 平成 13 年 7 月天皇皇后両陛下は神津島現地対策本部等をご視察、また避難指示後の災害の危険が続く三宅島被害状況を警視庁のヘリコプターにより上空からご視察された。これに伴い天皇皇后両陛下のご身の安全を確保するため関係機関との綿密な連携を図り警衛警備を実施した。
- ・ 希望者と全世帯を対象とした一時帰宅時には機動隊を派遣し、一時滞在中の各地区への誘導や滞在中に災害などに遭わないよう警戒を実施した。

## D その他

- ・ 三宅島島内の復旧作業員は、神津島に宿泊し船で三宅島まで渡っていたが、海が荒れた日などは船が出航できず作業が遅延することから、東京都と三宅村は、三宅島に滞在し作業ができるように火山ガス脱硫装置を三宅支庁第二庁舎に平成 13 年 5 月に設置した。これを受け三宅島警察署員も島内に滞在し夜間の警戒活動を実施した。
- ・ 火山ガス脱硫装置は、その後役場、勤労福祉会館等に増設され、三宅島警察署にも脱硫装置が取り付けられ 9 月 5 日から警察署に滞在し活動することとなった。  
また、都内に設置した連絡所と三宅島警察署の 2 カ所を運営するために署員を 3 班に分け交代制で対応した。
- ・ 都内連絡所は、平成 12 年 10 月に築地警察署三原橋交番に開所したが、その後旧万世橋警察署内に移設した。主な活動内容は都内に住居を移した住民の困り事相談や避難後の三宅島の状況を記録したビデオレターの放映等であった。

ビデオレターは、警備部員がビデオカメラで記録したものを都内各地の集会所や三宅島ふれあい集会の会場等で計 43 回実施した。

- ・ 三宅島警察署は、都内に避難した三宅島署少年柔道クラブ員の活動を共同生活をしている秋川高校において再開し子供たちの避難生活の充実を図っ



ビデオレター放映会において視聴する  
三宅島住民

た。

オ 平成 13 年 9 月 21 日～平成 17 年 3 月 31 日

**A 警備本部の設置**

- ・ 「災害警備本部」を継続。

**B 部隊派遣**

- ・ 平成 17 年 2 月 1 日避難指示が解除され、住民の帰島が始まるのに当たり、1 月 30 日から機動隊、交通機動隊、自動車警ら隊等を派遣した。

**C 警備活動等**

- ・ 平成 13 年 9 月 21 日、神津島内の現地対策本部が閉鎖され三宅島内での各機関の活動が本格化したことに伴い、防犯活動や作業員の安全確保等の警戒活動を強化した。
- ・ 平成 13 年 9 月小泉首相はクリーンハウス（脱硫装置付施設）の状況、泥流被害の復旧状況等について第 2 回目の視察を行った。これに伴い三宅島警察署は視察場所の警戒、災害に対する安全対策などの警護警備活動を実施した。
- ・ 平成 14 年 4 月からは、これまでの一時帰宅に替わり、日帰り帰宅が恒常的に始まった。三宅島警察署は日帰り帰宅時には署員を乗船警戒させたほか、島内の配置員を増強し住民の安全対策を講じた。
- ・ 平成 14 年 8 月都内の秋川高校等に通学していた三宅島児童、生徒の保護者同伴の一時帰宅が行われるのに伴い、滞在する各地区に署員を配置し災害防止の万全を図った。



一時帰宅をしている児童の警戒を実施する三宅島署員

- ・ 定期船の運行が平成 15 年 1 月から再開されたことから入出港時や島内活動時の安全を確保するための警戒活動を開始した。
- ・ 平成 15 年 4 月から滞在型の帰宅が開始されたのに伴い、島内パトロールを強化するとともに火山ガスが発生した場合の住民避難対策を講じた。
- ・ 平成 17 年 2 月 1 日避難指示が解除されたことに伴い、1 月 30 日に機動隊、交通機動隊、自動車警ら隊等を派遣し、入港時の事故防止、交通事故防止、火山ガス警報時の避難活動等に当たさせた。





帰島第一陣の到着時に警戒をする三宅島署員等



島内パトロールを実施中の交通機動隊員



高濃度地区への交通規制を実施中の機動隊員



高濃度地区をパトロール中の機動隊員

カ 平成17年4月1日～平成18年3月31日

#### A 警備本部

- ・ 警視庁は、三宅島の避難指示が解除された後、災害の発生状況がないことから設置中の「災害警備本部」を平成17年5月10日閉鎖した。
- ・ 三宅島警察署は、村の災害対策本部が平成18年3月31日、閉鎖されたことに伴い、設置中の「警備本部」を同日閉鎖した。

#### B 部隊派遣

- ・ 滞在人口が増える夏休みの期間中、住民、観光客等の安全確保のため機動隊を派遣した。

#### C 警察活動等

- ・ 避難指示解除に伴う島民の帰島に際し、三宅島警察署は運転免許更新や道路使用許可等の申請手続きを再開するとともに、交通安全対策や駐在所員による巡回連絡等の活動を推進した。
- ・ 「火山ガスに対する安全確保条例」に基づき火山ガス警報が発令される都度、住民等の避難誘導、検問、島内警戒等を実施した。

また、観光客、釣り人等の来島も始まり定期船の入出港時や伊豆臨時ヘリポート離発着時の警戒、立入禁止場所の指導等を実施した。

- ・ 天皇皇后両陛下は、平成 18 年 3 月 7 日三宅島をご訪問され、被災した小学校、漁港等をご視察された。警視庁、三宅島警察署は関係機関と連携を密にし、両陛下のご身の安全の確保と皇室と国民の親和に配慮した警衛警備を実施した。

#### ④ 東京消防庁

- ・ 東京消防庁では、東京都災害対策本部及び三宅村からの要請を受け、平成 12 年 6 月 29 日から同年 7 月 2 日までの火山活動の活発化(この期間は噴火はなし。)に伴い派遣活動を実施したほか、平成 12 年 8 月 29 日の大規模噴火以降は、同月 31 日の第一次派遣隊から平成 17 年 3 月 31 日の第 427 次最終派遣隊まで、派遣車両延べ 6,246 台、派遣隊人員延べ 10,499 名、ヘリコプター運航任務回数 316 回にわたり、派遣活動を実施した。

- ・ 主な活動は、次のとおり。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航空隊による救急搬送及び防災活動要員の搬送</li><li>・ 島内各地区でのガス測定業務</li><li>・ 島内各地区での保安業務</li><li>・ 航空隊による上空からの火口調査</li><li>・ 危険物施設の安全指導</li></ul> |
|--|

- ・ これらにより、三宅島で活動する防災関係機関の活動要員等に対する安全管理が図られ、現地の復旧支援に寄与できた。
- ・ また、派遣期間中、現地での活動を支援するため、派遣隊支援本部を設置し、現場との連絡、情報収集体制を確立して、職員をサポートするとともに、東京都庁に東京消防庁連絡室を開設し東京都災害対策本部との連携を強化した。

#### ア 応援派遣隊等の活動状況

##### A 平成 12 年 6 月 26 日～同年 7 月 2 日

- ・ 昭和 58 年 10 月以来 17 年振りに雄山の火山活動が活発化した。平成 12 年 6 月 26 日 19 時 33 分気象庁から噴火のおそれがあるとの緊急火山情報が発表され、同日 22 時 10 分に東京都災害対策本部から派遣要請があり、ヘリ 2 機により情報収集のための消防部隊を三宅島に派遣した。
- ・ 翌 27 日 0 時 00 分、三宅村村長から消防組織法第 21 条「東京消防庁、東京都三宅村消防応援協定」に基づく応援要請があり、下表に示す消防部隊の派遣を決定した。この派遣期間においては、三宅島は噴火せず、被害としては道路脇斜面の崩壊、道路の亀裂、海面の変色等であった。

- 一部島民に出されていた避難勧告が6月29日に解除されたことにもない、7月2日、今回の派遣を終了した。

発 災	派遣期間	派 遣 部 隊	主な活動内容
平成12年 6月26日  緊急火山 情報	平成12年 6月26日 ～ 7月2日 7日間	陸上部隊20隊(22台)延94名 (海上自衛隊輸送艦船にて輸送) 遠距離大量送水車・指揮隊 救助ⅡⅢⅣ型・耐熱救援車 防災機動車・ポンプ車・救急車 都衛星車 ヘリ隊 5隊 延15隊、75名 合計169名	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘリによる救急患者搬送</li> <li>避難者一時帰宅時の監視警戒活動</li> <li>ヘリ及び車両による火山周辺区域の情報収集及び監視警戒</li> <li>危険物施設の緊急安全点検の実施</li> </ul>

#### B 平成12年7月3日～同年9月30日

- 平成12年7月8日、三宅島山頂付近において噴火が観測された。同日、ヘリコプター1機による上空からの情報収集、監視警戒を実施した。8月18日にも大規模な噴火があり、一部住民に避難勧告が出された。
- 再び火山活動が活発になったことを受け、8月下旬から災害時要援護者を中心とした本土への避難が行われ、特別養護老人ホームの入居者のうち緊急性の高い者を対象として、ヘリによる救急搬送を実施した。
- 8月29日に2回目の大規模な噴火が発生。当庁は、同日4時35分に情報収集体制を強化した。同日18時00分三宅村長から応援要請があり、下表に示す消防部隊の派遣を行った。
- 三宅村長は9月2日7時避難指示を発令、9月4日までの全島民避難を決定、期限までに避難を完了した。本避難に際して当庁は、三池港や竹芝栈橋における島外避難者支援及び警戒活動を実施した。
- 島民が避難した後も、防災機関関係者は島内及びホテルシップ(「かとれあ丸」を使用)に残留して泥流除去作業や道路等の復旧作業・監視警戒などに従事したため、当庁派遣隊は安全管理や監視警戒を実施するとともに、三宅村消防本部庁舎の復旧作業を実施した。さらに、9月19日からは、都環境局職員とともに機器による環境測定を実施した。この間、台風による高波やガス濃度の影響などにより、作業は度々中断した。





派遣隊出発（横須賀港）



三宅島上陸状況

発 災	派 遣 期 間	派 遣 部 隊	主 な 活 動 内 容
平成 12 年 8 月 30 日	平成 12 年 8 月 30 日 ～	第 1 次派遣隊 陸上部隊 7 隊（7 台）延 74 名 （民間貨物船にて輸送）	・福祉施設入所者の都 内へのヘリ搬送及び救 急車による搬送
緊 急 火 山 情 報	9 月 9 日 （第 1 次派遣 隊最終帰庁）	指揮隊・救助Ⅳ型・耐熱救援車 防災機動車・救急車 ヘリ隊 延 15 隊、60 名 合計 134 名	・ヘリからの監視警戒 ・都環境局と連携し、 ガス測定器で二酸化硫 黄及び硫化水素を測定



民間貨物船での輸送

**C 平成 12 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日**

- ・ 東京消防庁では、10 月 2 日の第 14 次派遣隊より 6 人態勢とし、10 月 7 日に現地対策本部をホテルシップから神津島村営ロッジに移動して、都環境局及び三宅島消防本部職員と連携し、二硫化硫黄、硫化水素及び塩化水素ガスの測定活動を実施した。
- ・ また、12 月 31 日には、青山副知事等に同行し、伊ヶ谷・神着地区、はちまき道

路等の被害状況調査を実施した。

#### D 平成 13 年

- ・ 1 月 3 日から応援隊を派遣し、気象庁の観測データ回収及びGPS観測機器設置作業時における火山ガス測定、安全監視活動を実施した。4 月からは、三宅島における夜間常駐が開始されたことから、夜間体制を組み、安全監視活動を実施した。
- ・ 5 月には土質調査作業員の事故、6 月には土木作業員の急病が発生し、それぞれ救急ヘリにより医師搬送や患者搬送を実施した。
- ・ 7 月には三宅島島民の一時帰宅が始まったことから、これに伴う消防対応及び安全監視活動を実施した。なお、一時帰宅は年内に計 4 回実施された。
- ・ また、3 月に森首相が、9 月に小泉首相が災害状況視察に現地を訪れ、それぞれ安全監視活動を実施した。

#### E 平成 14 年

- ・ 1 月 10 日から応援隊を派遣し、副知事の視察や報道関係者の現地取材に伴い、島内の保安業務を実施した。
- ・ 4 月には、三宅島雄山火口の火山ガス採取に伴い、三宅支庁及び気象庁との合同で採取用のパイプを設置する作業を実施した。同作業は、強風のためパイプが切断されたことから、9 月に第 2 回目を実施している。
- ・ このほか、台風 6 号や 13 号が接近し、これらに伴う被害調査を消防ヘリ及び地上部隊の両面から実施した。



ヘリコプターによる上空からの調査



救急活動状況

#### F 平成 15 年

- ・ 1 月 10 日から応援隊を派遣し、3 月には派遣車両(査察広報車)3 台を更新し、引き続き保安業務等に当たった。なお、この頃から火山灰などによる過酷な路面状況や酸性雨等の影響により、車両の腐食が顕著となり始め、8 月には当庁装備工場職員を耐熱救援車の修理のため消防ヘリにて派遣したが、10 月には同車を引き揚げ、廃車することとなった。



- ・ また、危険物課及び査察課による危険物保安施設に対する保安検査を実施した。
- ・ さらに、防災担当大臣、副知事らの視察や、避難中の生徒・児童の一時帰宅があり、それぞれ保安業務に携わった。

## G 平成 16 年

- ・ 2 月に三宅島火口カメラの電源・光ケーブルの敷設作業が行われたことに伴い、当庁派遣隊による安全管理を実施した。同様に、3 月にも 3 度にわたる三宅島火口カメラの設置作業に伴い、安全管理を実施した。
- ・ 同月、三宅島栗辺で「その他火災」が発生し、当庁派遣隊が三宅村ポンプ車、三宅村消防団の可搬ポンプを活用し、防火水槽からホース 11 本を活用した送水活動を実施した。枯草 1,000 m<sup>2</sup>焼損の被害が出ている。
- ・ このほか、救急患者ヘリ要請に伴い、ヘリによる傷病者搬送を実施している。
- ・ さらに、この年は防災担当大臣や都知事など多くの調査・視察があったため、それぞれ派遣隊による保安業務を実施した。また、11 月には、2 度にわたり東京消防庁ヘリの夜間訓練を実施した。
- ・ 派遣車両の劣化は依然として激しく、4 回にわたり装備工場職員を派遣し、車両の緊急整備・修理を実施したほか、12 月には、航空隊員による三宅空港通信設備の保守点検整備を実施した。



派遣隊による救急活動状況



派遣隊員による火山ガス測定状況

## H 平成 17 年

- ・ 2 月 1 日、15 時に三宅村長から「避難指示解除」が発令され、同日 22 時 30 分三宅島帰島第一陣が竹芝栈橋を出発し、翌日三宅島に到着した。当庁職員は、帰島者に対する安全確保の活動を実施した。
- ・ 同月、三宅島派遣車両(査察広報車)3 台を更新、山岳救助車両 2 台を三宅島に搬送した。
- ・ 3 月 1 日現在、三宅村島民 1,128 名が帰島し、日常生活を開始した。同月 31 日、12 時 00 分、東京都現地対策本部廃止に伴い、派遣隊は第 427 次をもって終了し、三宅島派遣隊支援本部を閉鎖した。



現地対策本部解散  
(三宅支庁)

#### イ 危険物施設の安全指導

- ・ 三宅島では、噴火後も防災機関、ライフライン関係等の職員が残留しており、これを支援するためのガソリンスタンド等一部の危険物施設は継続稼動していた。
- ・ また、屋外タンク貯蔵所等にも危険物が残存していたことから火砕流等による火災の発生も危惧されたが、幸いにして現在までのところ噴火・地震等に伴う危険物施設の火災・漏えい等の事故は発生していない。
- ・ 島内 64 の危険物施設の火災等を防止するため、予防部から計 5 回延べ 22 名を派遣し、島内の危険物施設に対して被災状況の調査及び安全点検を実施するとともに、危険物施設を有する事業所に対して、被災施設再開時の判断要素・点検要領等について指導した。

#### ウ 派遣された消防車両の整備等

- ・ 派遣隊員を支援する消防車両として、発災当初には、火山弾や火砕流、有毒ガス等の危険な状況に対応できる車両や荒地での走破性に優れた車両を選定し派遣することとなった。選定した車両は、装甲性、耐熱性に優れたウニモグ仕様の救出救助車と四輪駆動式のジープタイプである査察広報車 3 台の計 4 台であった。
- ・ 災害の長期化とともに災害の態様が過酷なものとなったことから、日常的に堆積する火山灰や酸性雨により車両各部に著しい障害が発生した。火山灰等による影響でエンジン系統の故障が頻発するとともに、火山性ガス、酸性雨、塩害により車両外板部の著しい腐食、さらに堆積した火山灰や泥流による道路の寸断、荒廃した道路等の走行によるタイヤの損傷はもとよりサスペンションやブレーキ系などに多数の故障が発生し、派遣隊の活動や警戒等に著しく支障をきたす結果となった。
- ・ これらに対応するため、装備工場から整備職員 2 名派遣し、車両故障等に対応し、以降、2 ヶ月毎に故障が発生しやすい個所の事前整備や部品交換等の定期整備を実施した。

## ⑤ 東海汽船株式会社

東海汽船では噴火の初期段階より、援助物資輸送、島民の避難輸送、ホテルシップ運行、神津島・三宅島間の災害復旧作業員等の輸送、東京・三宅島間の災害復旧・復興作業員等の輸送、そして島民の帰島支援と様々な場面で輸送業務等を展開した。

以下は当時の経過を示したものである。

### A 平成12年6月26日～同年6月30日

6月26日

- 19:33 東海汽船災害対策本部を設置。
- 19:35 「かめりあ丸」に出港準備の上待機指示。
- 22:11 「かめりあ丸」を三宅島に派遣の為、清水を満タンにし、竹芝栈橋を出港。
- 22:55 要請により伊豆諸島開発(株)貨客船「ゆり丸」を待機。

6月27日

- 00:10 待機中の貨客船「ゆり丸」待機解除(東京都災害対策本部より)。
- 00:15 東京都が災害対策本部を設置。
- 04:14 「かめりあ丸」三宅島三池港沖着、待機。

6月29日

- 16:00 三池、坪田地区避難勧告解除。
- 16:45 阿古地区避難勧告解除。
- 19:33 「かめりあ丸」を6月30日14時まで待機させ、特別なことがない限り、竹芝へ引き上げる旨、(三宅村長と共議)東京都災害対策本部へ連絡。
- 19:45 伊ヶ谷地区避難勧告解除。

6月30日

- 12:00 「かめりあ丸」三宅島三池港沖を出発(竹芝栈橋へ引き上げ)。
- 16:00 東京都災害対策本部廃止。
- 18:13 「かめりあ丸」竹芝栈橋着。

### B 平成12年7月8日～9月4日

7月8日

- 18:43 三宅島雄山が噴火。噴煙と、降灰を確認。
- 19:14 竹芝停泊中の「かめりあ丸」に待機命令。
- 21:00 当分の間、本社内の宿直(2名)・休日の当直(2名)を決定。

7月14日

- 4:14 三宅島雄山、噴煙を確認。
- 15:50 三宅島雄山、再度噴火。噴石を確認。
- 16:40 噴火による降灰がひどく、風下の神着地区の島下、下馬野尾地区住民に避難勧告。

7月17日

9:00 三宅島神着地区の島下・下馬野尾地区住民41世帯86名の避難勧告解除。

8月18日

17:02 雄山にて最大規模の噴火(噴煙)。火山灰の他、小石5cm程も確認。

17:30 神着、坪田、伊ヶ谷地区避難勧告。

三宅島支店の社員は全員、各所に避難。

19:15 三宅島観光協会より、島民は各所に避難中につき、一般客の渡島規制をするよう連絡有。

一般客に対し、渡島規制を案内。定期船「すとれちあ丸」は、噴煙の影響で、条件付出港(三宅島へ向け出港はするが、現地の状況により、途中で欠航になる場合がある。)で竹芝を出港。

8月19日

5:53 条件付で出港した、定期船「すとれちあ丸」三宅島阿古に入港。

この後、しばらくは一般客に対し、渡島規制を案内。

8月29日

4:35 雄山噴火。

10:30 東京都応急対策課より、定期船「すとれちあ丸」の三宅島での1時間待機の要請。

八丈島から乗船される乗船客に、協力いただくよう案内。

14:45 東京都災害対策本部より、「すとれちあ丸」をホテルシップ利用の要請。

この日の三宅島からの乗船客は以下の通り。

小学生47名・中学生31名・高校生58名・引率100名・一般客329名  
(一般客について、避難する島民の内数は不明)。

15:50 熱海航路就航中の「かとれあ丸」を出港できるように自主待機を決定。

21:25 「すとれちあ丸」竹芝到着。

小中高生はそのまま竹芝係留のまま、ホテルシップ。

8月30日

13:15 三宅島全島民に避難指示(各学校、公民館など)。

警視庁の「特殊耐熱着」を定期船で、コンテナ輸送。

雨による泥流被害の恐れのため、島全域避難勧告。

島民800名は小中学校に避難。都道は全区間通行止め。但し客船入港時は一部区間で解除。

9月1日

防災関係、ライフライン関係者以外の島民に対し、3日以内に、島外避難する方針を決定。



- 19:00 警視庁の警戒車 2 台を、伊豆七島海運の貨物船「日祥丸」に積み込む。
- 9月2日
- 4:26 東京からの定期船、三宅島着。  
244 名下船(一時避難した島民が長期避難準備のためもどったと思われる。)  
414 名乗船。
- 21:10 竹芝着。到着後、ホテルシップ用に用意した「さるびあ丸」をホテルシップとして開放。利用者は 103 名。  
この日より 9 月 7 日までホテルシップとして「さるびあ丸」を提供。
- 9月3日
- 14:50 三宅島発定期船「すとれちあ丸」584 名乗船。  
「すとれちあ丸」竹芝到着時、副知事が出迎え。  
「すとれちあ丸」竹芝着後、284 名がホテルシップし「さるびあ丸」で宿泊。
- 9月4日
- 16:00 三宅島発定期船「すとれちあ丸」419 名乗船  
21:00 「すとれちあ丸」竹芝着  
9:54 「かとれあ丸」竹芝より、三宅島にむけ回航(三宅島でのホテルシップ)。  
16:45 ホテルシップ用「かとれあ丸」三宅島着。  
16:50 「かとれあ丸」船内にて連絡会議。  
～ 村長、副知事他 50 名。  
18:45 議題：ホテルシップ利用時間の確認。  
防災関係の注意事項。緊急時の連絡体制。  
部屋割り。

### C 平成 12 年 9 月 5 日～10 月 7 日

- 9月5日
- 14:42 三宅島発、77 名乗船。  
「かとれあ丸」をしばらくの間、三宅島にてホテルシップとして提供。船内に「東京都三宅島現地災害対策本部」を移設。又、船内で、朝食・昼食・夕食を提供。
- 9月8日
- 三宅島の郵便業務は島内の坪田局内で行っていたが、泥流のため、仕分け作業などを「かとれあ丸」船内で行う船内郵便局を開設。
- 9月16日
- 台風 17 号の接近に伴い、ホテルシップ「かとれあ丸」は、一時、災対関

係者、ライフライン関係者を乗せ、東京へ避難。

9月19日

24:00 台風の影響で竹芝に避難中の、ホテルシップ「かとれあ丸」三宅島にむけ出港（9月20日9:10三宅島着）。

9月21日

三宅島の火山ガスのため、ホテルシップ「かとれあ丸」を神津島へ移動。この後、ホテルシップ「かとれあ丸」は神津島を基点に停泊。東京からの定期船「すとれちあ丸」を神津島へ臨時寄港させ、災対関係者、ライフライン関係者が、交代などを実施。

10月5日

三宅、八丈島航路定期船「すとれちあ丸」の神津島臨時寄港は、この日の東京発が最終。

宿直(2名)、休日の当直(2名)を打ち切る。

10月7日

現地災害対策本部が神津島に移転。

以降、三宅島への渡島は、漁船などの船舶で実施。

#### **D 平成13年1月6日～同年7月12日**

1月6日

伊豆諸島開発(株)の客船「えびね丸」をチャーターし、災害対策本部が設置された神津島と三宅島間を就航。

7月11日

泥流等被災家屋対象者一時帰宅を当社船舶「はまゆう丸」にて実施。

21:00 竹芝発、7月12日 6:00 三宅島着 12:15 三宅島発 20:15 竹芝着の行程。

7月12日

泥流等被災家屋対象者一時帰宅第2回目（「はまゆう丸」）出発。

行程は1回目と同様。

#### **E 平成15年1月6日**

1月6日

この日より、週3日、定期船が三宅島に寄港を開始。

(3) 避難生活

① 行政の対応

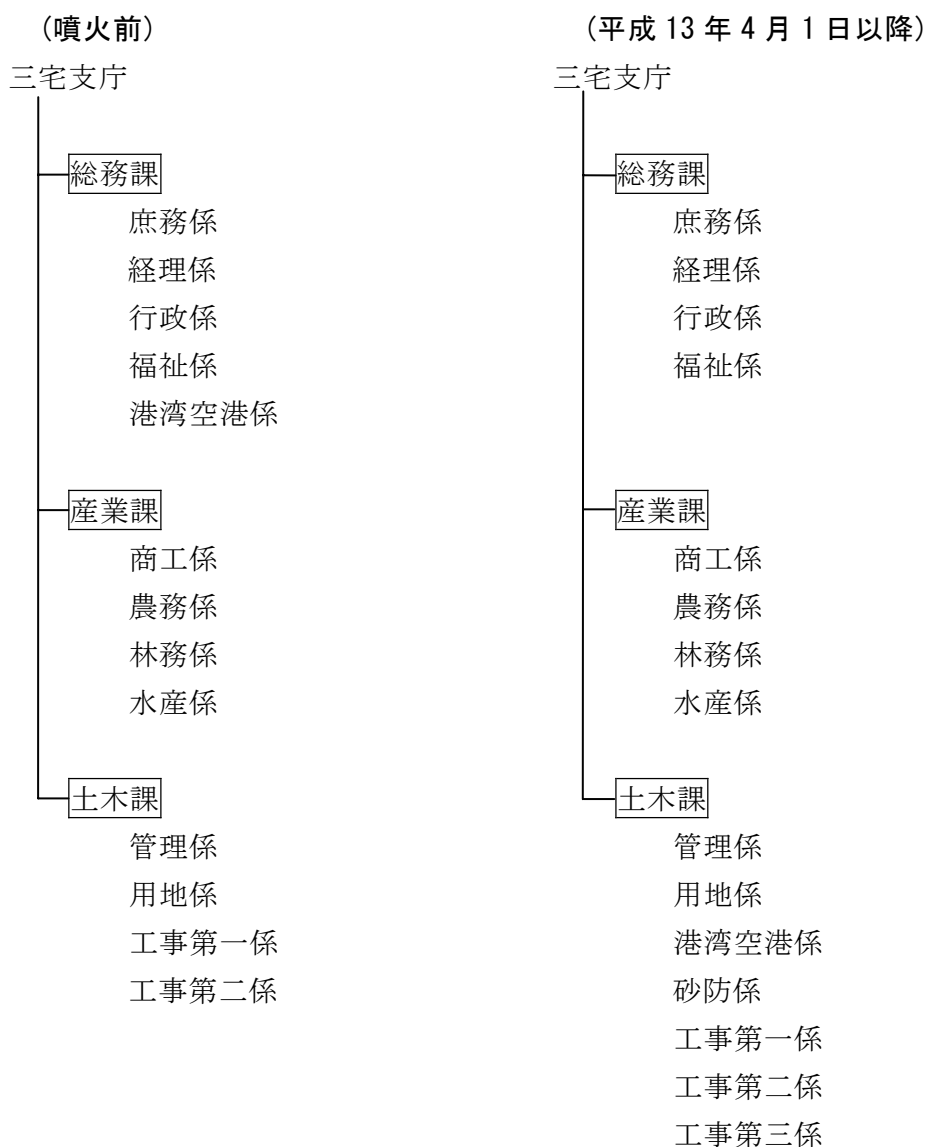
ア 臨時連絡所の設置

A 三宅支庁臨時連絡所

平成12年9月2日の全島避難指示に伴い、島に残ってライフラインの復旧、維持管理にあたる防災要員を残し、支庁職員は9月4日をもって島を離れることとなった。5日には受入先である国立オリンピック記念青少年総合センターへ入り、6日からは新宿の都庁第一本庁舎南塔41階へ移転し、三宅支庁本来の業務の他、三宅島の復旧に関わる本庁との連絡調整等の対応にあたった。

平成13年4月1日には、復旧・復興事業の増大に伴い組織改正を行い、土木職を中心とした定数を増員した。

図 2.4 三宅支庁組織図



また、平成 13 年 4 月 1 日より災害対策担当部長、災害対策担当課長、災害対策技術担当課長を置いた。

## B 三宅村新宿総合事務所の開設

全島避難指示以後、三宅村役場は平成 12 年 9 月 5 日より東京都公文書館(港区)に東京事務所、9 月 19 日から立川地域防災センターに立川事務所を開設し、2ヶ所で業務を行っていたが、災害対策、避難対策の効率化のため、11 月 15 日に、都庁第一本庁舎南塔 41 階に新宿総合事務所を開設した。従前の 2 事務所については出張所機能のみとし、新宿総合事務所に本庁機能を集約した。なお、教育委員会については秋川高校に児童生徒が避難していることから、同高校内に平成 17 年 3 月 31 日まで設置した。

平成 17 年 2 月 1 日の全島避難指示解除に先立ち、三宅島での帰島島民受け入れ準備のため新宿総合事務所は 1 月 14 日に閉鎖し、職員は全員三宅島に帰任した。なお、立川事務所については 1 月 31 日に閉鎖、東京事務所については帰島準備島民の対応のため 7 月 31 日まで開設していた。

### a 三宅村組織一覧(平成 12 年 11 月 15 日当時)

- ・ 新宿総合事務所 村長 総務課、総合調整室、財政課、保健福祉課、建設課、産業観光課、中央診療所
- ・ 東京事務所 収入役室、消防本部、住民係、出張所
- ・ 立川事務所 議会事務局、企業課、出張所
- ・ 秋川高校内 教育長、教育委員会
- ・ 議場 東京都町村会内

## イ 住宅

### A 内地

#### a 都営住宅等

平成 12 年 6 月 26 日に発生した三宅島噴火・新島神津島近海地震により、多くの島民が被災し、避難を余儀なくされた。東京都は、公営住宅法等に基づき設置されている都営住宅や都民住宅を一時避難先として被災者に提供するとともに、東京都住宅供給公社、都内区市のほか他縣市などにも支援を要請して住宅の提供を受けるなど、被災者の避難先としての住居の確保に全力を挙げた。

#### ・ 初動態勢

平成 12 年 7 月 19 日、一時避難先として都営住宅等を使用する方針を知事が決定し、新島、神津島の被災者受け入れを開始した。8 月 29 日の三宅島噴火後 9 月 2 日に避難指示が出され、9 月 2~4 日の全島民の避難を受けて、住宅局(当時)及



び東京都住宅供給公社は、被災者の当座の受け入れ先である国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて住宅のあっせんを行った。同センターの使用期限であった9月9日朝までには全員のあっせんを完了した。9月7・8日には都庁においても住宅の窓口を開設し、9月9・10日には、都庁の窓口や公社で、鍵の受け取りや相談のために来訪する被災者に対応した。

提供戸数は最多時で1,117戸(都営・都民857戸、公社146戸、区市46戸、他縣市29戸、公団39戸)であった。

#### ・ 根拠法令

公営住宅法に基づき設置されている都営住宅は、低所得で住宅に困窮する都民に対して提供し、福祉の向上に資することをその本来の目的としている。災害の被災者に対して行う住宅の提供は、「行政財産の目的外使用」にあたるが、これは自治体の首長により判断される緊急避難であり、地方自治法第238条の4及び東京都公有財産規則第29条の2に根拠を置いている。また、災害に被災しているという事情に鑑み、使用料は全額免除としたが、これは、東京都行政財産使用料条例第5条第四号に基づく措置である。

### B 島内

#### a 屋根補修

全島民の島外避難の長期化により、島内の家屋の劣化被害が日々著しくなった。特に、降灰除去や火山ガスの影響により鋼鉄屋根が腐食し、そのため、雨漏りによる室内や設備機器へ被害が及ぶなど家屋被害の拡大は深刻であった。

平成13年9月に実施された一時帰宅後のアンケート調査では、雨漏りがある、今は無いが可能性があるとの回答が213件にのぼっていた。



家屋の屋根補修

三宅村ではこうした家屋被害の拡大を防ぐとともに、帰島後の早期生活再建のために、平成13年11月に三宅島で建築関係に従事していた職工を中心に、職工組合を立ち上げ、家屋の修繕事業を実施した。

平成 13 年度から平成 16 年度の 4 年間で 1,222 棟の屋根修繕を完了した。

表 2.4 事業実施経過

年・月	事業実施内容	事業成果	組合への支援内容
平成 13年 9月	一時帰宅の実施	アンケート調査を実施し、家屋の被害状況の確認	
平成 13年 10月	屋根修繕の意向調査の実施	・雨漏りがあり急ぐ 112件 ・今は無いが可能性がある 101件	
平成 13年 11月	三宅島職工組合の設立 (立川事務所)	設立のための事務	事務所の開設、相談窓口の業務
平成 13年 12月	三宅村、職工組合による現地調査の実施	108件の屋根の現地調査	調査費の補助
平成 13年 1月	三宅島職工組合の現地での活動開始(被害調査・修繕)	クリーンハウスに宿泊し屋根修繕の実施(主にシート張り)	・組合運営費の一部補助 ・屋根修繕の材料提供(シート・ルーフィング・鋼板)
平成 14年2月 ～ 平成 17年2月	三宅島職工組合の現地での本格的な活動開始(被害調査・修繕)	クリーンハウスに宿泊し屋根修繕の実施(シート張り・屋根塗装・屋根張替え)	組合運営費の一部補助の継続

表 2.5 屋根修繕実績内訳

年度	神着	伊豆	伊ヶ谷	阿古	坪田	計
13	7	5	2	14	22	50
14	100	67	47	117	179	510

15	77	47	37	72	117	350
16	53	39	27	109	84	312
計	237	158	113	312	402	1,222

## b シロアリ、ねずみ対策

平成13年9月に実施された一時帰宅では、住民不在となった家屋の中で、シロアリ、ねずみの被害も報告された。

特に家屋に壊滅的被害をもたらすシロアリの被害について、村では13年度末に全島のシロアリの被害調査を実施した。

調査結果によると、シロアリが異常に繁殖していて、このまま放置しておく島復興対策に重大な影響を及ぼす恐れのあることが報告された。

この異常繁殖は、島外避難によって家屋が無人となったことや、一連の火山活動により、倒木や枯れ木等の環境変化でシロアリの生息状況が整えられたこと等が原因と考えられる。このため、村ではシロアリ被害で島民の生活再建に致命的なダメージを受けることのないように、平成14年度から駆除事業を実施し、平成16年度までに247件の駆除を実施した。



シロアリ被害の様子

表 2.6 シロアリの駆除状況

地区	平成14年度		平成15年度		平成16年度		計	
	調査件数	駆除件数	調査件数	駆除件数	調査件数	駆除件数	調査件数	駆除件数
神着	23	14	28	25	15	14	66	53
伊豆	11	5	13	12	11	5	35	22
伊ヶ谷	6	4	6	5	3	2	15	11
阿古	44	33	52	40	20	11	116	84
坪田	48	27	45	37	19	13	112	77
計	132	83	144	119	68	45	344	247

## ウ 福祉

### A 生活保護

#### a 平成 12 年度

##### ・ 保護世帯の緊急入所(平成 12 年 9 月)

三宅支庁は東京都の福祉に関する事務所設置条例に基づく福祉事務所として、管内住民の生活保護を実施している。全島避難直前(平成 12 年 8 月末現在)、三宅支庁の生活保護世帯は 17 世帯 20 名であった。島内で居宅生活を送っていた 11 世帯の内、7 世帯は、傷病、障害等の理由から都営住宅での避難生活が困難と判断されたため、福祉局(現:福祉保健局)保護課の協力により、施設へ緊急入所した(内訳:宿所提供施設 1、宿泊所 2、救護施設 1、更生施設 2、身体障害者入所授産施設 1)。

##### ・ 相談体制の確保(急迫保護)

避難所から都内全域の都営住宅等に移った被災者は、生活の術を失い、先の見通しの立たない避難生活を送ることになった。

傷病、高齢世帯等、蓄えに余裕のない低所得者世帯からの生活相談の急増が懸念されたが、全都他県にまで広域に及ぶ避難先の被災者に対し、三宅支庁の対応では限界があった。

そのため、福祉局保護課から都内の各福祉事務所及び近隣県の生活保護主管課あてに、協力依頼文書を送付し、生活保護法第 19 条第 2 項による急迫保護を根拠として、避難先を管轄する福祉事務所で生活相談、保護の実施を行う体制がとられた。

平成 12 年度中に避難先の実施機関で保護を開始した世帯は都内で 6 世帯となった。

なお、平成 13 年度に支庁福祉係地区担当員が増員配置され、全都を訪問する実施体制が整ったことから、同年 6 月に上記 6 世帯が支庁に移管された。

また、他県に避難した島民についても上記の急迫保護の取扱いを平成 13 年度以降継続し、避難指示解除までに 6 世帯が他県で避難生活を送りながら、生活保護を受給した。

※平成 12 年度末 保護世帯数 22 世帯 29 名

#### b 平成 13 年度

##### ・ 低所得者世帯への訪問調査(平成 14 年 2 月)

平成 13 年 12 月に村が発表した全世帯アンケート調査の結果を受け、東京都は避難生活の長期化に伴って生活困窮に陥る恐れのある世帯について平成 14 年 2 月訪問調査を実施した。対象世帯は、世帯主が 50 歳以上で、比較的収入が低いと想定される世帯 338 世帯である。

この結果、毎月の収入が生活保護基準を下まわる水準の世帯が、約 300 世帯(内約 8 割が 65 歳以上の高齢者世帯)あると推計した。

※平成 13 年度末 保護世帯数 48 世帯 70 名



c 平成 14 年度

・ 災害時の生活保護制度運用

平成 13 年度以降、全国から寄せられた義援金の配付が始まった。生活保護申請時に所有する義援金及び生活保護受給中の義援金収入については、三宅島の自宅の屋根補修の費用など、災害で受けた被害の回復費用等「自立更生目的」に充てる場合は、収入として認定しない取扱いが可能であることを広報し、制度の周知徹底を図った。

また、収入認定除外した義援金等について、実際に支出が必要になる時まで、預金通帳を三宅島社会福祉協議会等に預託する手続きを行った。

・ 国へ要望活動(平成 14 年 4 月)

災害発生時より、福祉局は厚生労働省社会援護局へ生活保護の弾力的運用(資産・収入の取扱い)について理解を求め、4 月 26 日には防災担当大臣に対し、都として要望を行った。

都の要望を踏まえ、5 月 16 日衆議院災害対策特別委員会で「避難島民の生活支援の継続、生活保護の弾力的運用等の避難生活の支援措置を講じること」等の決議が採択された。

・ 特別訪問相談(平成 14 年 6 月)

避難中に困窮状態に陥り、帰島後の生活再建が困難になることを防止するため、2 月に引き続き、福祉局の職員が、「災害時における生活保護の周知及び説明」と「受給意思の確認」を目的として戸別訪問を実施した。さらに、戸別訪問後の生活保護申請に対応するため、生活保護のケースワーカー経験がある福祉局職員 3 名を 2 ヶ月間支庁に派遣した。

・ 保護世帯の増加

避難生活の長期化と、それに対応した取組みにより、平成 14 年度以降保護開始件数が急増し、保護世帯が増加した。世帯類型別では高齢世帯、開始理由は世帯主の傷病が理由として多い。

表 2.7

	保護開始件数	保護廃止件数
平成 12 年度	6	4
平成 13 年度	36	6
平成 14 年度	59	16
平成 15 年度	28	21
平成 16 年度	22	24

※平成 14 年度末 保護世帯数 90 世帯 118 名

#### d 平成 15 年度

##### ・ 災害保護特別事業の実施(平成 15 年 2 月)

国へ「生活保護制度の弾力的運用」を求める提案要求を行ったが困難であったことから、都は独自施策として「三宅村災害保護特別事業」の実施を決定した。平成 14 年 11 月に村が実施した調査の結果、避難生活の長期化にも係わらず、多くの世帯が帰島の意思を有していること、また、ある程度預貯金は保有しているが、収入が生活保護基準以下の世帯がいることが分かった。これらの状況を踏まえ、預貯金を保有したまま帰島することによって帰島後の生活再建が可能となる施策が必要と判断した。

##### ・ 災害保護特別事業の内容

事業内容は帰島の意思があり、収入が生活保護基準以下で預貯金が 200 万円から 500 万円の世帯を対象とし、生活保護制度に準じた交付金を支給した。

三宅村が実施主体となり、基金(予算規模 6,000 万円)を設置し、都は村に対し、技術的助言や基金への財政的支援など制度運営上の支援を行った。事業は避難指示が解除された平成 17 年 2 月まで実施され、54 世帯 83 名が交付を受けた。

※平成 15 年度末保護世帯数 98 世帯 131 名

#### e 平成 16 年度

保護世帯数は最高時 102 世帯 141 名(平成 16 年 11 月)となり、保護率も 42.9%と、都内区市町村中で一番の高率となり、高率のまま避難指示解除の日を迎えた。

※平成 16 年度末保護世帯数 99 世帯 137 名

#### B 要援護者への支援

島内唯一の特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)「あじさいの里」に入所していた高齢者 49 名と在宅高齢者 22 名(身体障害者 1 名含む)の計 71 名は、全島避難指示に先立ち平成 12 年 8 月 24 日から計 4 回にわけ、都内 27 施設に緊急入所した。



特別養護老人ホーム(あじさいの里)

#### C ミニ懇談会事業(平成 14 年 11 月 1 日～平成 16 年 6 月 30 日)

三宅村は、三宅島火山活動により避難している三宅村民を対象に、避難先団地等を巡回し、懇談会形式の小さな会を開き、質問・相談等を受け、今後の生活支援策

等の促進のための検討課題を把握するため、ミニ懇談会事業を行った。

#### a 目的

最近の三宅島の様子を映したビデオ等を視聴してもらい、できるだけ村民の生の声をとらえ、要望、意見、質問等に答えていく。

また、これまで行ってきた各種住民説明会等に参加できなかった方や参加できても発言できない方のためにも、気軽に意見交換できる会とする。

#### b 実施団体

- ・ 実施機関 三宅村（村民課）
- ・ 協力機関 三宅支庁(総務課)

#### c 主な会場

- ・ 高齢者支援センター(南大沢、桐ヶ丘、東久留米、武蔵村山、小松川)
- ・ 避難先都営住宅の集会室
- ・ その他(下田市、八丈町、新島村)

#### d 実績

	開催箇所数	参加人数	備考
14年度	20	306	14.11.10～15.3.31
15年度	26	306	15.4.1～16.3.31
16年度	10	131	16.4.1～16.6.30
合計	56	743	

## エ 教育

### A 小・中学校

小・中学生については全島避難指示に先立ち、平成12年8月30日に秋川高校に避難が完了した。自主的に避難をしていたものも含め、9月7日時点の在校生数は小学生140名、中学生106名である。当初、寮制による学校運営を行っていたが、長期化する避難生活から、最終的には中学生6名を除くすべての児童・生徒が保護者の避難地区の学校に編入または転出をした(通学区域外通学)。

避難中においては、通学区域外通学を行っている児童・生徒に対して通学費の補助、児童・生徒の一時帰宅事業、現地の災害復旧学習を行った。また、転出した児童生徒との交流事業として小中高の合同運動会や増田町の雪国体験教室、高遠体験学習を行った。



三宅中学校の脱硫装置

一方、島内においては帰島後速やかな学校再開ができるよう、三宅小学校及び三宅中学校(伊豆地区)を脱硫装置の備えた校舎として復旧を実施した。

また、平成16年7月の三宅村の帰島方針発表を受けて、帰島相談室の設置、帰島後の安全対策や3校合同での教育活動などについて保護者説明会を行い学校再開に備えた。

帰島後は、全員がスクールバスによる登下校を行うなど、火山ガスに対する安全対策を行った上で三宅小中学校各1校を再開した。新年度の在校生数は小学生56名、中学生33名であった。

#### a 避難中の教育

##### ・概況

三宅村立小・中学校は平成17年3月までの4年7ヶ月もの間、秋川高校の施設(秋川校舎)において、3小学校・3中学校がそれぞれ一体となって教育活動を行った。



授業の様子



運動会風景

この間、保護者の避難先地区の学校に転出する児童・生徒が増えたため、平成14年度より村立小学校の在校生がいなくなった。そのため3小学校については校長1名が兼務し、10名の教諭は児童の避難先の小学校との兼務発令を受けた。また、3中学校についても校長1名が兼務し、13名の教諭が配置された。平成16年度には村立中学校として、2名の新入生を迎えた。

各学校では帰島後の教育活動が支障なく再開できるように、避難先での児童・生徒の状況把握に努め、教育課程を編成するなどの準備を進めていった。また、避難先の児童・生徒の交流を図るなど、三宅の子どもとしてのアイデンティティや心のきずなを保つための取組を行った。



<参考>三宅村立学校・都立三宅高等学校児童・生徒在籍数の推移

	在校者数				入寮者			
	小	中	高	計	小	中	高	計
秋川校舎・避難当初※ (H12.9.1)	138	106	115	359	138	106	115	359
秋川校舎 (H16.5.1)	0	6	30	36	0	0	22	22
在籍児童・生徒総数 (H16.5.1)	142	87	107	336				

b 避難中の三宅村立学校の主な取組内容

・ 三宅村教育委員会の取組

○ 転出児童・生徒の状況調査(4～5月)

三宅村立学校在籍児童・生徒が転出した学校を所管している都内・都外の市区町村教育委員会に対し、学習・生活の状況を調査した。ほとんどの児童・生徒は転出先の学校生活に適応したが、中には不適応の事例も報告された。こうした児童・生徒に対し、村立小・中学校では家庭訪問等の対応を行った。

○ 三宅村立学校の在り方に関する懇談会(学期1回)

行政・学校・保護者の代表が、避難先での子どもたちの様子について情報交換や、今後の三宅村立学校の教育活動の在り方について意見交換を行った。

○ 高遠体験学習(ふるさと人材育成事業)の実施(7月)

小学校5年生を対象に、国立高遠少年自然の家を宿泊場所とし、牧場での体験学習や陶器作り、高遠町の児童との交流を行った。

○ 夏季児童・生徒一時帰宅(ふるさとふれあい事業)の実施(8月)

小・中学生と保護者の帰島希望者で、日帰り帰島を実施した。

○ 雪国体験学習(ふるさと人材育成事業)の実施(1月)

転出者を含む三宅村立学校在籍の中学生を対象として秋田県増田町で実施した。現地の中学生とのパネルディスカッション、スポーツ等の体験を通して相互の理解を深めた。

○ 三宅村児童・生徒帰島準備相談室

避難指示の解除に伴う小学生・中学生の転入学等を円滑に実施するため、三宅村教育委員会に「三宅村児童・生徒帰島準備相談室」を設置し、平成16年6月1

日より相談受付を開始した(高校生については、都立三宅高等学校に「三宅村高校生帰島準備相談室」を開設する。)

・ **三宅村立小学校の主な取組内容**

○ 家庭訪問・学校訪問

すべての転出児童の家庭を年間2回訪問する計画で実施し、児童の学習、生活、家庭の状況の把握に努めた。

○ 避難先地区別懇談会

夏季休業中に、避難者が多い都内5地区で開催した。親子で参加できるように施設見学とあわせて実施した。

○ 三宅村立学校在籍児童の交流行事

秋川校舎での小・中学校及び高等学校合同の運動会、文化祭のほか、遠足、雪国体験学習、スケート教室などの交流行事を休日に校外で行った。また、三宅島島民ふれあい集会への出展も実施した。

・ **三宅村立中学校の主な取組内容**

○ 秋川校舎在校生への個別的な指導

基礎学力の定着と学習意欲の向上のため、ティーム・ティーチングや習熟度別による指導を実施した。指導力向上のため毎月1回以上の教職員研修を、また、すべての教科において年度内に授業研究を行った。

避難生活における生徒の不安定な気持ちを解消するため、週1回スクールカウンセラーを配置し、心のケアに努めるとともに教育相談の専門家を招いて校内研修を行い、教職員のカウンセリングマインドの向上を図った。

○ 三宅村民としてのアイデンティティの育成を図る授業の実施

農業体験や復旧事業に関わる三宅島の人の話を聞く会などを実施した。

○ 三宅村立学校在籍転出生徒への対応

転出者の声を集めたニュースレター『友達』の発行や、学校のホームページの作成、合同運動会、臨海教室、文化祭等の学校行事等による交流活動を実施した。また、夏季休業中に地域懇談会や学習会も行った。



総合的な学習の様相

## c 児童・生徒の心のケア

### ・ 三宅島噴火災害後の児童・生徒への教育相談の取り組み

#### ○ 避難直後の取り組み

三宅島の雄山噴火による9月の全島避難に先駆け、平成12年8月30日より三宅村の小・中学生は三宅高校生とともに、各校教員の引率の下、秋川での寮生活に入った。以来、寮生活を伴う学校活動を、小学校は平成13年度、中学校は平成15年度まで(平成16年度は全員自宅より通学)、高等学校は平成16年度に至るまで行った。

その間、村立学校に籍を置く教員は避難生活を共にしながら児童・生徒たちの心のケアにあたってきた。また、東京都教育委員会はスクールカウンセラーやアドバイザリースタッフの派遣を行った。

#### ○ 避難直後の児童・生徒たちの様子

噴火災害への恐怖感、保護者・家族との分離不安、島に残した自宅や家財等の心配、慣れない生活への不安・不満などに起因すると思われる事例が生じた。



寮生活の様子



秋川高校で生徒を激励する石原知事

(12年10月24日)

#### ○ 避難生活中の児童・生徒の様子

平成16年度に三宅村に住民登録のある小学生は142名、中学生は87名であった。その中で三宅村立小学校の在籍児童数は0名であり、村立中学校には6名の児童が在籍していた。各地に避難している児童・生徒の中には、地域社会や学校になじめない者も多く(中学生では約20%の生徒が不登校や学校不適應、問題行動等がある)、経済的にどの家庭も厳しい状況に置かれていた。

#### ○ 校内教育相談体制の整備

村立学校では避難時の経験を生かし、東京都教職員研修センター等における「学校教育相談研修」へ教員が参加するとともに、校内教育相談体制の整備を進めてきた。具体的には、①全国各地へ避難している各家庭との情報交換、②避難先の

教育委員会との情報交換、③長期休業を利用した家庭訪問、④秋川所内における「三宅島児童・生徒帰島準備相談室」の開設、が挙げられる。

○ アドバイザリースタッフの取組状況

被災した児童・生徒の心を理解しケアをすすめ、児童・生徒が元気でかつ安心して生活できるようにするため、アドバイザリースタッフが派遣された。

専門家スタッフ(臨床心理士、精神科医、大学の教員等)は週2回午後(平成14年度からは週1回午後)派遣され、その取組内容は次のとおりである。

- ・ 児童・生徒全体への「心の健康」についての話
- ・ 児童・生徒への個別カウンセリング、相談(対人関係、宿舎での生活、進路等について)
- ・ 校内研修「心のケア」、保護者会での話「子どもの心理やかかわり」
- ・ 教職員のメンタルケア、指導についてのコンサルテーション、相談委員会への参加と助言又、学生スタッフ(心理学や医学等を専攻する大学院生、大学生)は毎日午後(平成14年度からは派遣要請なし)派遣され、遊び相手、話し相手としての児童・生徒の心の安定を図る取組を行った。

<参考>派遣実績

(延べ人数)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
専門家スタッフ	50	78	40	29	0
学生スタッフ	901	396	0	0	0

**B 高校**

**a 避難当初及び平成12年度の状況**

平成12年8月29日、三宅高校生の第1陣が「すとれちあ丸」にて避難のため離島し、30日には第2陣が「かとれあ丸」にて離島した。同日に全員が、都立秋川高校(あきる野市下代継 221)に到着し、生徒は、保護者と離れて全員が秋川高校の玉成寮で避難生活開始した。(避難生徒数：男子57名、女子54名、計111名)。

9月4日、秋川高校食堂で始業式を行い、5日より秋川高校の施設・設備を借用して平常授業を実施した。農業科については、都立農林高等学校において火曜・金曜の週2回、施設・設備を借用し一部実習を行うこととした。

11月4日、秋川高校と三宅高校合同文化祭「合わせな祭」を実施した。

11月15日、教育庁指導部との協議により、寮生活不適應生徒について親元からの通学を許可したが、平成13年3月31日付けで、通学困難者や寮生活不適應な1・2年生男女各5名が他校に転校した。



## b 秋川での教育活動

生徒数は少ないが、学力差が大きく、英語・数学では習熟度に応じた多展開の授業で対応した。基礎的・基本的な学力の不足する生徒に対する補習と学力や学習意欲が高く、難関大学を受験希望する生徒に対しての進学対策としての補習を実施した。

農業科については、栽培実習のために秋川高校の敷地を開墾し、野菜・草花圃場、ビニールハウス2棟、水田等を確保し活用した。施設設備は十分でないが、教員の創意工夫で教育的な成果をあげた。施設設備の関係で、避難直後から平成15年度まで食品製造に関する科目の授業は、都立農林高校で行った。農業科は避難の影響を強く受け、年々入学者が減っており、平成16年度は3年1名のみとなった。

家政科については、実習のために秋川高校校舎に被服室を整備した。また、調理室は秋川高校のものを三宅村立中学校と共通利用した。入学者が減少し、家政科の行事である文化祭のファッションショーの実施が危ぶまれたが、普通科生徒の協力と教職員の努力で継続することができた。

なお、被災者に対する授業料等減免措置が拡充され、平成16年度より入学考査料・入学料・授業料が免除された。

表2.8 平成13年以降の生徒在籍数の推移(農業科と家政科で併合科とし各学年1クラス)

	1年		2年		3年		合計
	併合	普通	併合	普通	併合	普通	
13年4月	3	22	7	19	8	24	83
14年4月	5	6	3	20	7	17	58
15年4月	2	7	4	6	3	21	43
16年4月	2	7	3	7	4	7	30
17年4月	1	12	2	10	3	10	38

## c 避難先での寮生活

旧秋川高校の玉成寮の1棟を男子寮、3棟を女子寮として使用した。避難直後は、生徒とほとんどの教職員が寝泊まりし、秋川高校の教職員の指導を受けながら寮運営を行った。

平成13年度より分掌上に寮務部を位置付け、舎監長(教頭職)も配置された。全教員による宿日直体制を組んで、長期休業期間を除いて、24時間態勢で、生徒の指導に当たった。

宿直体制は、男子寮に男子教員1名、女子寮には女子教員及び管理職あるいは管

理職候補の中から1名を配置した。宿直回数は、教員が平均月1～2回、管理職が4回程度である。

生徒間の人間関係等から、ストレスをためる生徒も見受けられたので、宿直教員を中心に心のケアに努めた。平成14年度頃から在寮生が避難当時から比べると大きく減少し、かなり落ち着いた状態となった。

表 2.9 在寮生の推移（カッコ内は在籍数。17年度は秋川分教場の数）

	農業科	家政科	普通科	在寮生計
平成13年4月	11 (11)	7 (7)	60 (65)	78 (83)
平成14年4月	8 (9)	2 (6)	30 (43)	40 (58)
平成15年4月	1 (3)	6 (6)	26 (34)	33 (43)
平成16年4月	0 (1)	6 (8)	16 (21)	22 (30)
平成17年4月	0 (0)	0 (2)	0 (4)	0 (6)

## オ 雇用

### A 就職相談・雇用案内

避難してきた島民に対し、立川市内と港区内の都内2ヶ所で「合同就職相談会」が実施されるとともに、三宅村役場の3事務所でも雇用案内を行った。

### B 公共事業における就労機会の確保

全島避難による島民の就労機会を確保するため、区部及び多摩地区における都発注の工事及び委託において就労支援を行った。

具体的には、各局発注の工事、委託契約について、工事期間、履行場所、業務案内等に留意しつつ案件を選定し、契約仕様書に三宅村に住所を有する者の雇用の確保に努めるよう求めるとともに、島民を雇用した場合には、三宅村避難者雇用状況報告書を提出するよう求めた。

請負者の求人の紹介先については、東京都高齢者就業相談所、ハローワーク（公共職業安定所）、三宅村東京事務所等を活用した。

- 具体的作業内容例

掘削、埋戻、整地等の土工、片づけ、除草、清掃、運搬、旗振、雑務、上乗り等のほか、左官、鳶、配管等の手元等の普通作業又は軽作業等

- 実績

平成14年度 延べ 2,832人・日(雇用人員 196人)

平成15年度 延べ 247人・日(雇用人員 31人)

平成16年度 延べ 216人・日(雇用人員 22人)

平成17年度 延べ 1人・日(雇用人員 1人)(平成17年10月現在)

## C 緊急雇用

避難島民の臨時的・応急的雇用を確保するため、緊急地域雇用基金を活用して、島民を雇用し、都民や企業に対して、島民の就労、物資提供などの支援を要請する街頭キャンペーンを実施した。

島外避難により収入の道を絶たれた住民に対し、関係機関の協力のもと、避難直後から、国の緊急地域雇用創出特別基金を活用した緊急地域雇用特別交付金事業が実施された。

さらに、平成13年度からシルバー人材センター、農協、漁協、森林組合とともに、中高年層の厳しい雇用状況に対応した、緊急地域雇用特別交付金事業を実施した。シルバー人材センターにおいては、秋川高校や避難先の都営住宅内の公園清掃を行った。その他にも都内の各シルバー人材センターと連携し、雇用の斡旋を実施した。

平成13年には八王子市内の約13,000㎡の土地に「げんき農場」を開設し、島の特産農産物等の生産を行い帰島後の速やかな営農再開の一助とした。あわせて、農家の営農意欲の維持、雇用機会の確保を図った。また、漁業従事者が多く避難していた静岡県下田市において、漁協による魚網の整備事業を実施した。

平成14年には江東区夢の島に「ゆめ農園」を開設し、主に23区内に避難している住民に向けた雇用を確保した。

その他、村民向けに貸与したパソコンの有効活用を図るため、三宅村商工会と協力して、ITサポートセンターを平成14年度に開設した(単年度)。

### 緊急地域雇用特別交付金事業による雇用確保の年度別実施状況

#### <12年度>

都公共施設のクリーンアップ事業、三宅村商工業者の意向調査事業、三宅島島外避難者支援要請キャンペーン、被災地海辺(水辺)クリーンアップ事業(雇用者609人、事業費約3,300万円)。

#### <13年度>

三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全等事業(「げんき農場」の開設)、トコブシ稚貝放流事業、伊勢エビ・タカベ網整備事業、三宅村農場設置事業(「ゆめ農園」の開設)等(雇用者240人、事業費約4億450万円)。

#### <14年度>

三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全事業(「げんき農場」)、三宅村農場設置事業(「ゆめ農園」)、三宅島IT活用サポート、三宅島島民就労対策事業等(雇用者数295人、事業費約3億1,300万円)。

<15年度>

三宅島特農産物種苗等の保全事業(三宅島「げんき農場」)、公立公園清掃等事業、三宅村農場設置事業、三宅島活動火山対策避難施設管理運営事業等(雇用者数 297 人、事業費約 4 億 100 万円)。

<16年度>

三宅島海辺クリーンアップ事業、村道草刈作業等業務委託、水産資源状況調査、水産業再開準備事業、農道管理事業(雇用者数 90 人、事業費約 3,000 万円)。



## 「げんき農場」(三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全事業)

事業目的：三宅島から避難した島民を雇用し、島の特産農産物等を生産し、帰島後の速やかな営農再開の一助とする。さらに農家の営農意欲の維持、雇用機会の確保を図る。

場 所：八王子市宇津木町 236-1 外

面 積：13,000 m<sup>2</sup>

雇用人数：年間 100 名程度

勤務内容：島の特産農産物等の栽培・収穫

作付品目：さといも・あしたば・さつまいも・季節野菜・花卉等

勤務日数：月 10 日程度

勤務時間：9：00 から 17：00

事業期間：平成 13 年 5 月から平成 16 年 12 月

設置主体：平成 13～15 年度・東京都、平成 16 年度・三宅村



げんき農場事務所風景



げんき農場作業風景

## 「ゆめ農園」（三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全事業）

事業目的：三宅島から避難している島民の雇用の場を創出し、三宅島特有の花弁・観葉植物及び島内緑化苗木等を生産し、帰島後の速やかな営農再開と緑化に貢献するとともに、併せて、交流・情報交換の場の提供、栽培技術の維持、雇用機会の確保を図る。

場 所：江東区夢の島 3 番 30

面 積：25,853 m<sup>2</sup> ビニールハウス(単棟 4・連棟 4)

雇用人数：年間 50 名程度

勤務内容：花卉・緑化木種苗、観葉植物等の苗の栽培

作付品目：レザーファン・タマシダ・ガクアジサイ・ヤシャブシ・ドラセナ等

勤務日数：月 10 日程度

勤務時間：9：00 から 17：00

事業期間：平成 14 年 1 月～平成 16 年 12 月

設置主体：三宅村



ゆめ農園作業風景



ゆめ農園による花壇の整備

## カ 都税

東京都は三宅島噴火災害及びこれに起因する災害による被災者に対し、その被災の程度及び避難生活の状況等に鑑み、以下の措置を講じた。

### A 都税に係る納期限等の延長

#### a 納期限等を延長する告示

被災者については、村から避難勧告が出されるなど、都税の申告や納税等を期限内に行える状況にないと判断し、平成 12 年 6 月 26 日以降に到来する都税に係る納期限等を「別に告示で定める日」まで延長することとし、同年 8 月 11 日にその旨を告示した(平成 12 年東京都告示第 984 号)。また、チラシを配布し、被災者への周知を図った。

#### b 納期限等の延長の終期を定める告示

納期限等の延長については、東京都都税条例第 17 条の 2 第 1 項の規定により、「理由のやんだ日から二月以内に限り」、実施することとされている。本災害については、島外避難指示が平成 17 年 2 月 1 日に解除されたこと、同年 4 月 20 日に三宅村長から主税局長宛てに納期限等の延長措置の解除を求める要望書が提出されたこと及び三宅村の「帰島に関する基本方針」に示された「本格帰島期」の末日が同年 4 月 30 日であったこと等を考慮し、「理由のやんだ日」を同年 4 月 30 日とするとともに、都税に係る納期限等を同年 6 月 30 日まで延長することとし、同年 5 月 13 日にその旨を告示した(平成 17 年東京都告示第 768 号)。また、チラシを配布し、被災者への周知を図った。

※ 国及び三宅村においても、国税及び村税について同様の措置を講じた。

#### c 実績

納期限が延長された都税及びその税額等は以下のとおりである。

税 目	件 数 (件)	税 額 (円)
法人都民税 法人事業税	65	100,887,100
個人事業税	20	1,776,400
不動産取得税	33	7,564,800
固定資産税 都市計画税	142	12,738,900
合計	260	122,967,200

## B 都税の減免等

### a 減免等の実施

被災者については、避難期間が長期にわたっていること等に鑑み、生活再建に支障を来さぬよう負担の軽減を図るとともに、生活に不可欠な資産の代替取得を支援するため、「三宅島噴火災害による被災者に対する都税の減免に関する要綱」（平成17年4月20日付17主税税第15号）の制定及び、都税条例等の既存の規定の適用により、都税の減免等を実施した。また、チラシを「広報みやげ」に折り込み、配布するとともに、ホームページや広報誌に案内を掲載し、被災者への周知を図った。

### b 実績

減免等の対象となった都税及びその税額等は以下のとおりである。

税 目	件 数 (件)	税 額 (円)
個人事業税	12	870,200
不動産取得税	17	3,050,000
自動車税	644	14,229,800
固定資産税 都市計画税	538	25,570,000
合計	1,211	43,720,000

(平成18年3月末現在)

## キ ペット対策

島外避難指示に伴い、住民とともにペットも避難した。避難直後は都内動物病院と動物保護相談センター各支所が受入れたが、平成13年3月29日に東京都が設置し、動物愛護団体等からなる三宅島噴火災害動物救援本部がボランティアを中心に運営する、三宅島噴火災害動物救援センターが開設され、同センターに68頭を収容した。

避難が長期化する中、飼い主の引取りや新たな飼い主への譲渡が行われ、平成14年3月31日に動物救援センターは閉鎖された。

一方、三宅島に取り残された猫については、平成12年12月より平成17年2月の避難解除まで、およそ3ヶ月ごとに生息状況やその数を調査してきたが、一時は十数頭まで減少した猫も平成15年には百頭前後にまで増加した。このため、平成16年6月から7月にかけて繁殖抑制措置として、64頭に避妊・去勢手術を実施した。



## ク 避難中の都の主な支援

### A 生活支援一般

- ・ 避難島民への生活必需品 31 品目の供与
- ・ 国の被災者生活支援法の支給対象とならなかった世帯で、避難生活により収入の途を失った世帯に対し、都が単独で東京都被災者生活再建支援金を支給
- ・ 生活福祉資金の貸付の特例、災害援護資金や東京都区市町村振興基金による噴火災害生活支援資金の貸付

### B 保健衛生対策

- ・ 住民の健康相談、健康診査等
- ・ 診療費の一部免除
- ・ 老人保健制度の一部負担金の免除や老人医療費助成制度の一部負担金の免除
- ・ 医師・看護師等の派遣

### C 上下水道料金等の減免等

- ・ 島外避難した住民が、新たに区部及び多摩地区で契約した水道料金及び下水道料金の納期限延長を行うとともに、一定使用量相当分の料金を免除
- ・ 三宅村介護保険料適正化支援補助金の交付

### D 農林水産業対策

- ・ 農林漁業者に対する災害特別融資及び利子補給
- ・ 既往債務に係る利子補給
- ・ 漁場災害復旧支援

### E 中小企業対策

- ・ 災害復旧資金融資(都制度及び政府系機関)利子補給
- ・ 既往債務に係る利子補給

### F 就学対策

- ・ 大学等入学準備金貸付事業
- ・ 東京都育英資金の特例貸付
- ・ 都立の大学、短期大学、看護専門学校の授業料・入学金等の減免
- ・ 児童・生徒の通学用バスの寄贈

### G その他

- ・ 一時帰宅に使用する都バスの貸出し及び寄贈

## ② 島民の活動

### ア 経済団体

#### A 三宅村商工会

三宅村商工会は、全島避難後、東京都商工会連合会の支援により、仮事務所を立川市の多摩中小企業会館内の連合会事務室内に設けた。その後、平成13年4月から東京都の支援により、多摩中小企業会館内に三宅村商工会東京事務所を開設し、さらに平成14年9月から、同じ立川市内の東京都多摩中小企業振興センターに移転して業務を行った。

避難中は、各地域に分散して避難生活を送る会員に対応するため、経営指導員が個別巡回と窓口による相談及び指導を行った。主な業務として、商工業者の早期事業再開、経営安定化を図るための経営改善普及事業で噴火災害関係指導事業、地域総合振興事業の総合振興対策で噴火災害商工業者復興関係事業、金融対策で国及び東京都の災害復旧資金融資斡旋及び利子補給並びに既往債務の利子補給等を行った。

また、避難生活が長引く中で、平成15年度から一時帰宅事業における三宅島火山対策避難施設運営事業として、避難施設管理・運営と滞在型帰宅受付業務を避難指示が解除されるまで実施した。

#### B 三宅島観光協会

三宅島観光協会は、全島避難後、伊豆七島観光連盟の支援により、仮事務所を竹芝の観光連盟内事務室に設けた。その後、東京都の支援により、東京都公文書館に、さらに、東京都計量検定所に東京臨時事務所を移転して業務を行った。

避難中は、友好都市のイベントなど各地のイベントに参加し、三宅島の観光PRと噴火災害の状況説明及び募金活動を主な業務として実施した。

また、避難生活が長引く中で、平成14年度から一時帰宅事業における日帰り帰宅受付事業、農林合同庁舎脱硫宿舎管理事業等の受託事業を実施した。

平成15年12月からは、観光協会会員の所有する旅館・民宿等を噴火災害復旧事業に携わる防災関係者が宿泊する夜間滞在用脱硫宿舎として活用することとなり、平成16年度末まで観光協会が管理・運営を実施した。

#### C 三宅島漁業協同組合

三宅島漁業協同組合は、全島避難後、平成12年9月11日に港区港南の東京都漁業協同組合連合会内に臨時東京事務所を開設した。その後、避難指示解除となる平成17年2月までの4年5ヶ月間、臨時事務所において関係団体や近隣漁業協同組合の協力を得ながら、漁船とともに避難して式根島、大島、静岡県下田市を根拠地として操業をしている組合員や避難中で操業できない組合員に対して、規模を縮小しながら業務を継続した。

また、避難直後から行われた神津島からの渡船による島内作業についても、漁船

の手配を行うなど災害対策本部の業務に協力した。

#### **D J A三宅島農業協同組合**

J A三宅島農業協同組合は、全島避難後、J A東京中央会をはじめとする関係機関の支援を受け、南新宿ビル及び立川市のJ A都信連内に仮事務所を開設し、信用・共済の2事業とともに、L Pガスの供給等、購買事業の一部を継続した。

避難中の平成13年4月1日に島嶼ブロックの6農業協同組合が運営体制の強化等を目的に合併し、J A三宅島農業協同組合もJ A東京島しょ農業協同組合三宅島支店として再建を期することとなった。

その後、避難生活が継続するなか、同支店は、東京都が三宅島の特産種苗確保や島民雇用を目的に開設した三宅島「げんき農場」の農場運営に、本店と協力して積極的に取り組んだ。

#### **E 三宅村森林組合**

三宅村森林組合は、全島避難中で本来業務は中止せざるを得ない状況の中、雇用対策の一環として村民を対象とした花卉類等の生産を八王子市の「げんき農場」及び江東区の「ゆめ農園」で実施した。

#### **イ 一時帰宅**

平成13年5月から、三宅島内の施設に脱硫装置が設置された。安全対策が図られたことにより、被災した家屋の確認、財産保全を行い帰島に備えるため、平成13年7月から一時帰宅が開始された。初回の7月11日(竹芝発)は、泥流被害を受けた69世帯を対象に行われた。9月からは全世帯を対象に実施された。その後、平成14年4月から三宅直行便が就航し、日帰り帰宅事業が開始された。帰宅事業は、平成15年に伊豆地区に「活動火山対策避難施設」(302人収容)が完成するまで、火山活動に対する安全面から島内の滞在が不可能であったため、日帰りでの一時帰宅であった。

その後、災害復旧が進んだこと、平成15年1月から2年4ヶ月ぶりに、東海汽船の定期船が週3便、三宅島に定期的に寄航することとなったこと、更に平成15年3月に避難施設が完成したことなどから島内宿泊が可能となり、平成15年4月から短期滞在帰宅が実施され、多くの住民が参加できるようになった。

合わせて、三宅島直行便を利用した日帰り帰宅事業も実施され、一時帰宅事業は16年12月まで行われた。

また、平成14年8月には、それまで帰宅対象外であった児童・生徒の一時帰宅が実施された。この児童・生徒を対象とした一時帰宅は、15年8月にも実施された。

本事業について、三宅村は、住民基本台帳に登録されている島民の往復の船賃(2等料金)を負担し、都は、財政支援を行った。

表 2.10 一時帰宅事業実績

年度	実施回数	延べ参加者数
13	8	1,866
14	43	6,435
15	87	5,620
16	76	3,775
合計	214	17,696

表 2.11 児童・生徒一時帰宅事業実績

年度	実施回数	延べ参加者数
14	3	446(280)
15	2	321(193)
合計	5	767(473)

※カッコ内は児童・生徒数



一時帰宅の様子



児童生徒の一時帰宅写真

## ウ 島民同士のつながり

三宅村では、各種案内や行政情報などを各地に避難している住民へ効果的に伝える手段について検討した。避難先の区市町村ごとに、三宅住民による自治会的なものを組織し、「島民情報ネットワーク」組織として、島民同士のコミュニティーの維持、情報伝達活動を行った。この活動が基となり、平成14年4月に住民による自主組織である三宅島島民連絡会が組織された。

また、都内事業者からの支援を受け、希望する島民に対しパソコンの貸与、インタ

ーネットアカウントを提供し、「住民情報ネットワーク」の活性化を図った。

避難生活が長期化するにつれ、かつての島内における地域のつながりや、隣同士のコミュニケーションが希薄になり、特に高齢者から避難先の生活になじめないという声が多く上がってきた。

そこで、三宅島島民連絡会等が主催者となり、東京市民ボランティア支援センターなどの協力を受け、平成12年12月3日に第1回目の「島民ふれあい集会」が港区芝浦小学校で開催された。会場では久々に顔を合わす島民どうし会話も弾み、また、各ボランティア団体による模擬店なども出店され、平成16年11月28日の第9回にいたるまで、開催を楽しみにしている島民も多く、毎回関係者を含め約1,000人の来場者があった。

### ○ 島民ふれあい集会の概要

- ・ 開催回数 平成12年以降に合計9回開催  
平成12年12月3日  
平成13年4月15日・9月30日  
平成14年4月21日・11月4日  
平成15年5月18日・11月24日  
平成16年5月9日・11月28日
- ・ 主催 三宅島島民ふれあい集会実行委員会、三宅島島民連絡会、三宅島社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、三宅島災害・東京ボランティア支援センター
- ・ 共催 三宅村
- ・ 後援 東京都、港区
- ・ 場所 港区立芝浦小学校
- ・ 主な内容 各ボランティア団体、支援団体、島民有志による模擬店(無料)、島民による作品(工芸品)などの展示、郷土芸能披露、村・東京都による説明会や懇談会、年金相談、現地三宅島のビデオ上映、



三宅島島民ふれあい集会



ふれあい集会参加者